

入札契約制度の現状について

国土交通省北海道開発局事業振興部

工事管理課工事評価管理官 天 野

繁

目 次

1. 担い手三法の改正（運用指針の取り組み）
2. 工事発注での取り組み
3. 調査・設計業務での取り組み

入札契約制度の現状について

平成29年10月6日

国土交通省 北海道開発局 事業振興部
工事管理課 工事評価管理官

天野 繁



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

目次

1. 担い手三法の改正（運用指針の取り組み）
2. 工事発注での取り組み
3. 調査・設計業務での取り組み

1. 担い手三法の改正 (運用指針の取り組み)

2

品確法と建設業法・入契法の一体的改正(担い手3法の改正)について

将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の**中長期的な**育成・確保の実現

品確法 (公共工事の品質確保の促進に関する法律)

【目的】公共工事の品質確保

- 発注者の責務(基本理念に即した発注関係事務の実施)を明確化
(主な内容: **予定価格の適正な設定**、**低入基準等の適切な設定**、**円滑な設計変更**)
- 事業の特性等に応じて選択できる**多様な入札契約方式の導入・活用**を位置づけ
⇒ 行き過ぎた価格競争を是正

入契法

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

【目的】公共工事の入札契約の適正化

- **ダンピング対策の強化**
(例) **入札金額の内訳の提出**、発注者による確認
- **契約の適正な履行の確保**
施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

建設業法

【目的】建設工事の適正な施工確保 等

- **建設工事の担い手の育成・確保**
- **適正な施工体制確保の徹底**
解体工事業の新設
業許可等における**暴力団排除の徹底**

3

＜背景＞ ○ダンピング受注、行き過ぎた価格競争 ○現場の担い手不足、若年入職者減少
○発注者のマンパワー不足 ○地域の維持管理体制への懸念 ○受発注者の負担増大
＜目的＞インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

➢H26.4.4
参議院本会議可決(全会一致)
➢H26.5.29
衆議院本会議可決(全会一致)
➢H26.6.4
公布・施行

☆ 改正のポイントⅠ：目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
・**現在及び将来の公共工事の品質確保** ・公共工事の品質確保の**担い手の中長期的な育成・確保**の促進
- 基本理念として、以下を追加
・施工技術の維持向上とそれを有する者の**中長期的な育成・確保** ・適切な点検・診断・維持・修繕等の**維持管理の実施**
・災害対応を含む**地域維持**の担い手確保へ配慮 ・**ダンピング受注の防止**
・**下請契約を含む請負契約の適正化**と公共工事に従事する者の**賃金、安全衛生等の労働環境改善**
・技術者能力の資格による評価等による**調査設計(点検・診断を含む)の品質確保** 等

☆ 改正のポイントⅡ：発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保**できるよう、
市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した
予定価格の適正な設定
- 不調、不落**の場合等における**見積り徴収**
- 低入札価格調査基準**や**最低制限価格**の設定
- 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更** ○**発注者間の連携の推進**
- 効果
・**最新単価や実態を反映した予定価格**
・**歩切りの根絶**
・**ダンピング受注の防止** 等

☆ 改正のポイントⅢ：多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式** →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式** (新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式** (複数年契約、一括発注、共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価**

法改正の理念を現場で実現するために、
○国と地方公共団体が相互に**緊密な連携**を図りながら協力
○国等が講じる基本的な施策を明示 (**基本方針を改正**)
○国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の**運用指針を策定**

4

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成
➢各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**として、体系的にとりまとめ
➢国は、**本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表**

必ず実施すべき事項

実施に努める事項

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提とし、最新の積算基準を適用**する。

② 歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、**これを行わない**。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

④ 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

⑤ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める**。

⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせで適用する。

⑦ 発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

⑧ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより予定価格を適切に見直す。

⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催**する。

⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

5

設計労務単価、技術者単価の改定

- 市場の実勢価格を適切かつ迅速に積算へと反映させるべく、適宜、単価を改定。
- 平成29年においては、3月1日以降に契約締結する発注案件等に最新の単価を適用すべく改定を公表（H29.2.10）

① 公共工事の**設計労務単価**
H29：**+3.4%**（前年度比）

※ 熊本では、被災地労務費モニタリング調査を実施し、調査結果に応じて機動的に単価を改訂

② 設計業務委託等の**技術者単価**
H29：**+3.1%**（前年度比）

これにより

設計労務単価・技術者単価は**H24年度以降5年連続で引き上げ**

設計労務単価：H24～29 ⇒ **約39%増**

技術者単価：H24～29 ⇒ **設計約17%増、測量約33%増**

平成28年度 土木工事標準積算基準 改定概要（4月1日適用）

■主な改定のポイント

改正品確法（H26.6.4公布・施行）の基本理念および発注者責務を果たすため、品質の確保、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格を適正に設定するため土木工事積算基準の改定を行う。

1. 土木工事標準歩掛等の改定

- ・歩掛の新規制定（6工種）
- ・維持修繕関係歩掛の改定（2工種）
- ・施工実態を踏まえた歩掛の改定（8工種）
- ・一部改定53工種
- ・建設機械等損料の改定



新規制定工種「安定処理工（自走式土質改良工）」

2. 間接工事費（共通仮設費、現場管理費）の改定

- ・工種区分「橋梁保全工事」の新設
- ・「河川・道路構造物工事」、「鋼橋架設工事」、「道路維持工事」の率の見直し
- ・「東京特別区」「横浜市」「大阪市」において「大都市補正」を増設

3. 積算方法の見直し

- ・「維持工事」積算方法を複数年契約工事であっても年度毎の積算に変更
- ・「交通誘導警備員」の積算について、共通仮設費の積上げから直接工事費の積上げに変更

4. 施工パッケージ型積算方式の拡充

- 積算業務の効率化のため、平成24年10月から試行導入
- 【平成28年4月1日時点】
- ・319施工パッケージを導入済み
- 【平成28年10月1日以降】
- ・84施工パッケージを追加導入開始
- ⇒ 合計403施工パッケージ

5. その他

- ・東日本大震災被災3県の積算（補正継続）
- ・総価契約単価合意方式の見直し

◆本改定は、**平成28年度の土木工事積算基準から適用**する。

平成29年度積算基準等の主な改定内容

1. i-Constructionの更なる拡大に向けた基準の新設

(1) ICT舗装積算基準の新設【工事】

- ICTを取り入れた技術により生産性向上を図るため、「ICT舗装」の積算基準を新設する。

2. 品確法を踏まえた積算基準の改定

(2) 1日未満で完了する小規模施工時の積算方法の新設【工事】

- 1日未満で完了するような小規模施工の積算方法を新たに設定する。

(3) 交通規制補正の見直し【工事】

- 交通量による補正区分を新設し、加算補正を乗数補正に改定する。

(4) 市場単価の一部廃止【工事】

- 良好な取引データの収集が困難な6工種について市場単価を廃止し、調査会が設定する歩掛をもとにした「土木工事標準単価」に移行する。

(5) 現場環境改善に関する経費の見直し【工事】

- イメージアップ経費を現場環境改善経費に名称変更し、女性更衣室や熱中症対策等の計上項目の最新の実績を踏まえた経費率を改定する。

8

【必ず実施】歩切りの根絶

運用指針（抜粋）

適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる**歩切りは、品確法第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。**

取組状況

昨年1月以降、総務省と連携し、歩切りを行っている地方公共団体に対して、あらゆる機会を通じた早期の見直しを要請。



慣例、自治体財政の健全化等のため
歩切りの見直しの予定がない団体数
459 → 100 → 0
(H27.1.1時点) (H27.7.1時点) (H28.4.1時点)

全1788団体（47都道府県、20指定都市、1721市区町村）			
平成27年 1月の状況 （注）「歩切り」を行っている理由について 未回答の1団体を除いた状況。	設計書金額と予定価格が同額である団体 1031団体	端数処理等を行っている団体 297団体	慣例、自治体財政の健全化等のため「歩切り」を行っている団体 459団体
平成27年 7月の状況	設計書金額と予定価格が同額である団体 1448団体	端数処理等を行っている団体 240団体	慣例、自治体財政の健全化等のため「歩切り」を行っている団体 100団体
平成28年 2月の状況	設計書金額と予定価格が同額である団体 （同額とする予定の団体を含む） 1528団体	端数処理等を行っている団体 （端数処理等に変更予定の団体を含む） 252団体	見直す方向で検討中 5団体 見直しを行う予定はない 3団体
平成28年 4月の状況	設計書金額と予定価格が同額である団体 1536団体 （同額とする予定の5団体を含む）	端数処理等を行っている団体 252団体 （端数処理等に変更予定の2団体を含む）	見直しを行う予定はない 0団体

（注）平成27年7月、平成28年2月及び平成28年4月の状況における設計書金額と予定価格が同額である団体数及び端数処理等を行っている団体数は推計。
（※）「廃止」には端数処理等に変更することを含める。

9

運用指針（抜粋）

ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。**低入札価格調査制度の実施に当たっては、（中略）適宜、低入札価格調査基準を見直す。なお、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、**当該価格について入札の前には公表しないものとする。**

取組状況

- H27.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化（未導入の団体における早急な制度の導入、公表時期の見直し）を要請
- H28.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H28.4 低入札価格調査基準の改定（現場管理費の算入率を0.80→0.90に引上げ）
- H28.10 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請
- H29.2 総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請

＜未導入団体の推移＞

H18 484 団体
H20 359 団体
H22 272 団体
H24 232 団体
H28 158 団体

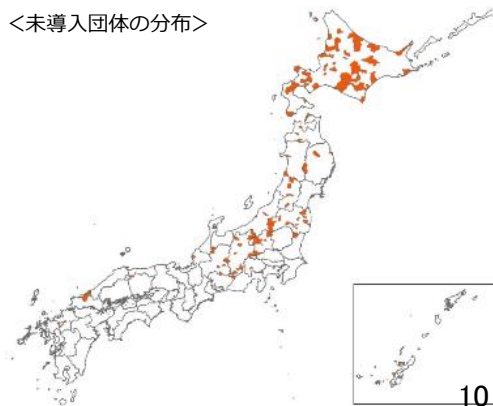
最低制限価格制度等の導入状況 ～158団体が未導入～			
	都道府県	指定都市	市区町村
導入済み	47	20	1563
	100.0%	100.0%	90.8%
いずれも未導入	0	0	158
	0%	0%	9.2%

※H28.3.31時点

最低制限価格等の公表時期 ～導入済の団体の1割前後は事前公表～			
	都道府県	指定都市	市区町村
最低制限価格の事前公表	2	1	136
	4.5%	5.0%	9.5%
基準価格の事前公表	2	0	45
	4.5%	0%	7.2%

※H28.3.31時点

＜未導入団体の分布＞



10

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容及に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

低入札価格調査基準の見直しについて

○H29年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の**直接工事費の算入率を0.95から0.97へ引き上げ**。

（受注者が必要な法定福利費を確保し、適切に保険に加入するよう、低入札価格調査基準の「労務費」の算入率を現行の95%から100%に変更）

H21.4～H23.3

【範囲】
予定価格の
7.0/10～9.0/10
【計算式】
・直接工事費×0.95
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.70
・一般管理費等×0.30
上記の合計額×1.05

H23.4～

【範囲】
予定価格の
7.0/10～9.0/10
【計算式】
・直接工事費×0.95
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.80
・一般管理費等×0.30
上記の合計額×1.05

H25.5.16～

【範囲】
予定価格の
7.0/10～9.0/10
【計算式】
・直接工事費×0.95
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.80
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×1.08

H28.4.1～

【範囲】
予定価格の
7.0/10～9.0/10
【計算式】
・直接工事費×0.95
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×1.08

今回(H29.4.1～)

【範囲】
予定価格の
7.0/10～9.0/10
【計算式】
・**直接工事費×0.97**
（機械経費 0.95
労務費 1.00
材料費 0.95）
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×1.08

・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った（下回った）場合には、上限（下限）値で設定。

低入札価格調査基準の見直しについて

○H29年4月1日以降に入札公告を行う業務を対象に、低入札価格調査基準の一般管理費等の算入率を0.45から0.48へ引き上げ。(土木コンサルタントの場合)

	H19.4～H22.3	H22.4～H23.3	H23.4～ H28.3	H28.4.1～	H29.4.1～
測量	【範囲】 予定価格の 60～80% 【計算式】 ・直接測量費×1.00 ・測量調査費×1.00 ・諸経費 ×0.30	【範囲】 予定価格の 60～80% 【計算式】 ・直接測量費×1.00 ・測量調査費×1.00 ・ <u>諸経費×0.40</u>	【範囲】 予定価格の 60～80% 【計算式】 ・直接測量費×1.00 ・測量調査費×1.00 ・諸経費 ×0.40	【範囲】 予定価格の 60～80% 【計算式】 ・直接測量費×1.00 ・測量調査費×1.00 ・ <u>諸経費×0.45</u>	【範囲】 予定価格の 60～80% 【計算式】 ・直接測量費×1.00 ・測量調査費×1.00 ・ <u>諸経費×0.48</u>
土木 コンサル	【範囲】 予定価格の 60～80% 【計算式】 ・直接人件費×1.00 ・直接経費 ×1.00 ・技術経費 ×0.50 ・諸経費 ×0.50	【範囲】 予定価格の 60～80% 【計算式】 ・直接人件費×1.00 ・直接経費 ×1.00 ・ <u>技術経費 ×0.60</u> ・諸経費 ×0.50	【範囲】 予定価格の 60～80% 【計算式】 ・直接人件費×1.00 ・直接経費 ×1.00 ・ <u>その他原価×0.90</u> ・ <u>一般管理費等×0.30</u>	【範囲】 予定価格の 60～80% 【計算式】 ・直接人件費×1.00 ・直接経費 ×1.00 ・その他原価×0.90 ・ <u>一般管理費等×0.45</u>	【範囲】 予定価格の 60～80% 【計算式】 ・直接人件費×1.00 ・直接経費 ×1.00 ・その他原価×0.90 ・ <u>一般管理費等×0.48</u>
地質	【範囲】 予定価格の 2/3～85% 【計算式】 ・直接調査費×1.00 ・間接調査費×1.00 ・解析等調査業務費 ×0.70 ・諸経費 ×0.30	【範囲】 予定価格の 2/3～85% 【計算式】 ・直接調査費×1.00 ・間接調査費×0.90 ・ <u>解析等調査業務費</u> <u>×0.75</u> ・ <u>諸経費 ×0.40</u>	【範囲】 予定価格の 2/3～85% 【計算式】 ・直接調査費×1.00 ・間接調査費×0.90 ・解析等調査業務費 ×0.75 ・諸経費 ×0.40	【範囲】 予定価格の 2/3～85% 【計算式】 ・直接調査費×1.00 ・間接調査費×0.90 ・ <u>解析等調査業務費</u> <u>×0.80</u> ・ <u>諸経費 ×0.45</u>	【範囲】 予定価格の 2/3～85% 【計算式】 ・直接調査費×1.00 ・間接調査費×0.90 ・解析等調査業務費 ×0.80 ・諸経費 ×0.45

12

【必ず実施】適切な設計変更

設計変更ガイドラインの改定(全地方整備局等で改定済み)

改正品確法に「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定。



設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

受発注者間で認識・解釈の違いが出ないよう、設計変更ガイドラインを改定し、以下の内容等を明記

関東地方整備局の事例(H27.6改定)

1. 「改正品確法の趣旨を記載」について
改正品確法の基本理念により、**受発注者が対等の立場**であることを記載し、適切に設計及び工期の変更を行うことを記載
2. 「土木工事条件明示の手引きの作成」について
条件明示の確認に不足が生じないよう受発注者の認識の共有化を図る「土木工事条件明示の手引き(案)」を作成
3. 「設計照査ガイドラインの作成」について
受発注者間の照査の解釈の違いを解消するため、**照査項目のチェックリスト**を含んだ「設計照査ガイドライン」を作成
4. 「設計変更」について
設計変更に伴う費用の増減概算額について、受発注者間で認識共有を図るため、契約変更に先立って行う**指示書に概算額を明示**することを記載
5. 「工事一時中止」について
工事一時中止についても、設計変更と同様に指示書及び基本計画書に**増加概算額を明示**することを記載
6. 「工期短縮」について
受注者は**工期短縮計画書**を作成し、受発注者間で協議することを明記

13

14

 国土交通省 北海道開発局

15

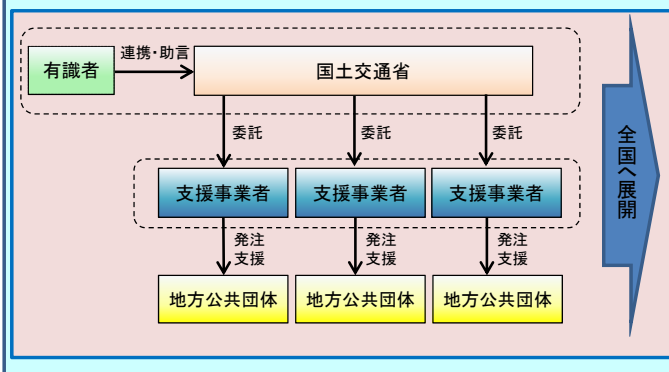
地方公共団体（発注者）における多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、平成26年度より多様な入札契約方式モデル事業を実施。

■多様な入札契約方式モデル事業

概要

- 改正品確法（平成17年法律第18号）を踏まえ、発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、他の地方公共団体のモデルとなる発注者への支援を行う。
- 具体的には、新たな入札契約方式の導入を目指す地方公共団体に、国土交通省が専門的知見を有する支援事業者を派遣するとともに、有識者の助言を得てその発注事務への支援を行い、支援の成果を他の地方公共団体に展開する。

支援スキーム



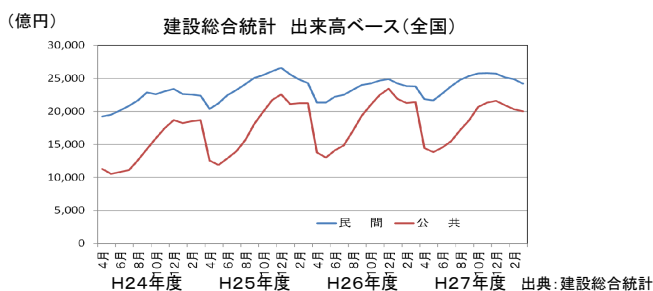
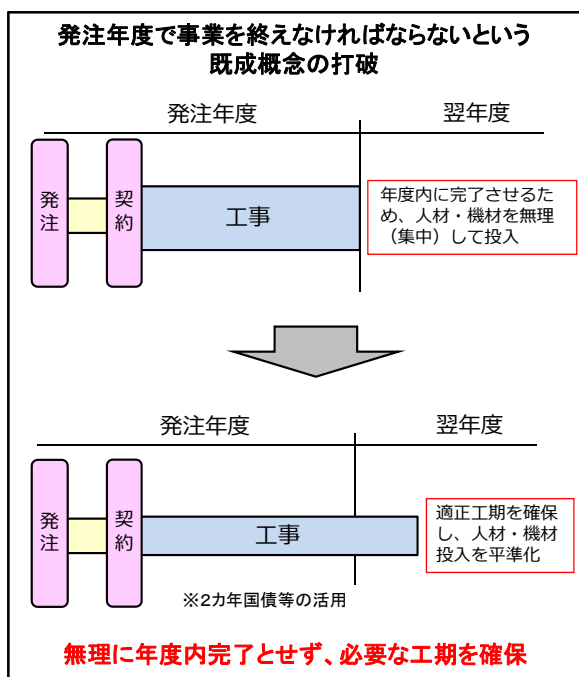
支援案件

実施年度	地方公共団体	支援対象事業
平成26年度	大仙市(秋田県)	道路維持・除雪に係る事業
	宮城県	道路除雪に係る事業
	相模原市(神奈川県)	公共下水道整備に係る事業
	新城市(愛知県)	庁舎建設に係る事業
平成27年度	大阪府	建築物補修に係る事業
	水戸市(茨城県)	体育館建設に係る事業
	府中市(東京都)	庁舎建設に係る事業
	清瀬市(東京都)	庁舎建設に係る事業
平成28年度	島田市(静岡県)	病院建設に係る事業
	四日市市(三重県)	体育館建設に係る事業
	小田原市(神奈川県)	市民ホール建設に係る事業
	野洲市(滋賀県)	病院建設に係る事業

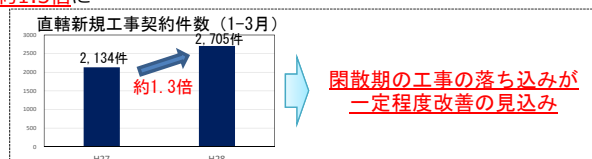
16

【実施に努める】発注や施工時期の平準化

- 年度当初に事業が少なくなることや、年度末における工事完成時期が過度に集中することを避けるため、国土交通省では、適正な工期を確保するための2カ年国債の活用等により、施工時期の平準化を図っている。
- 公共工事の約7割の工事量を有する地方公共団体に対しても、平準化に努めるよう、地域発注者協議会や、入札契約適正化法等を活用して要請。



- 国土交通省所管事業において、平準化に向けた計画的な事業執行を推進するよう通知（H27.12.25）
- 適正な工期を確保するための2カ年国債の活用（H27-28：約200億、H28-29：約700億）
- 早期発注等により、平成28年1～3月の新規工事契約件数は、前年同時期に比べて約1.3倍に

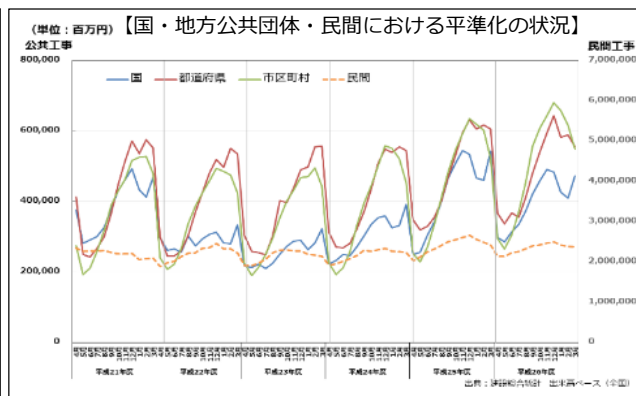


- 国の取組も参考に、平準化を推進するよう、総務省とも連携し、自治体に繰り返し要請（H28.2.17、H28.1.22、H27.4.24、H28.10.14、H29.2.10等）
- 平準化に資する地方公共団体の先進的な取組をとりまとめ公表（H28.4）

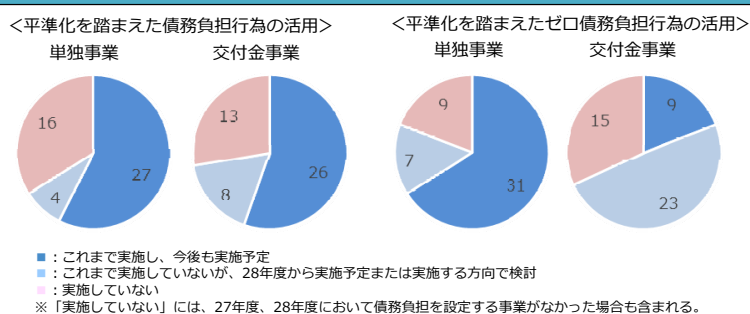
17

取組状況(地方公共団体における平準化に向けた取組の促進)

- H28.1 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知
- H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ
- H28.5 都道府県と、工事の性格や地域の実情等を踏まえ、更なる平準化に努めるよう申合せ
- H28.10 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.11 都道府県と、債務負担行為の活用や適切な工期の設定、繰越制度の適切な活用等により、更なる平準化に努める旨を申合せ
- H29.2 総務省と連名で、地方公共団体の契約担当課だけでなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請



H28. 10時点の都道府県の実施状況



＜地方公共団体の課題・ニーズ＞

- 社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を行うことが可能なことを明確化してほしい
→ H28.2に、総務省と連名で、地方公共団体に
対して通知
- 前例のない取組は、庁内の調整が難しい
→ H28.4に、平準化の先進事例集をとりまとめ
公表
- 財政部局の理解が重要
→ H29.2に、新たに財政担当課に対しても通知
- 職員のマンパワーが不足している

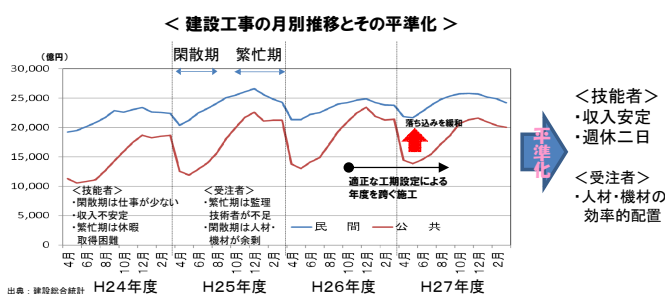
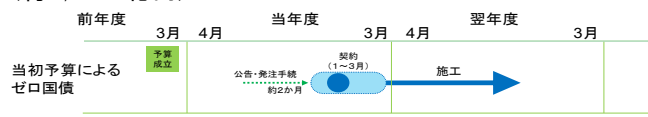
【実施に努める】発注や施工時期の平準化(平成29年度予算)

適正な工期を確保するための2か年国債(国庫債務負担行為)やゼロ国債を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

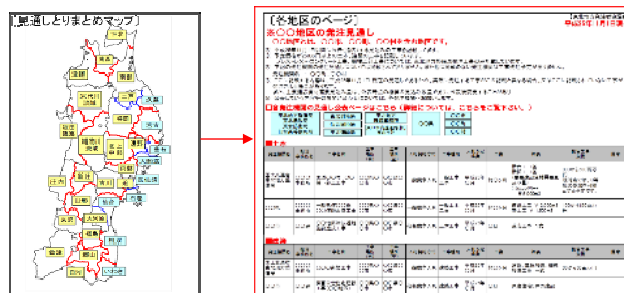
平準化に向けた4つの取組み

- ①2か年国債※1の更なる活用
適正な工期を確保するための2か年国債の規模を倍增
H27年度：約200億円 ⇒ H28年度：約700億円 ⇒ H29年度：約1,500億円

- ②当初予算における『ゼロ国債※2』の設定
平準化に資する『ゼロ国債』を当初予算において初めて設定
(約1,400億円)



- ③地域単位での発注見通しの統合・公表
国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を
公表する取り組みを、順次、全国展開



(参考)東北地方においてH25年度より実施

業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の手配について大変役立っているとの評価

- ④地方公共団体等への取組要請
各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、
平準化の取組の推進を改めて要請

※1:国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

※2:国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

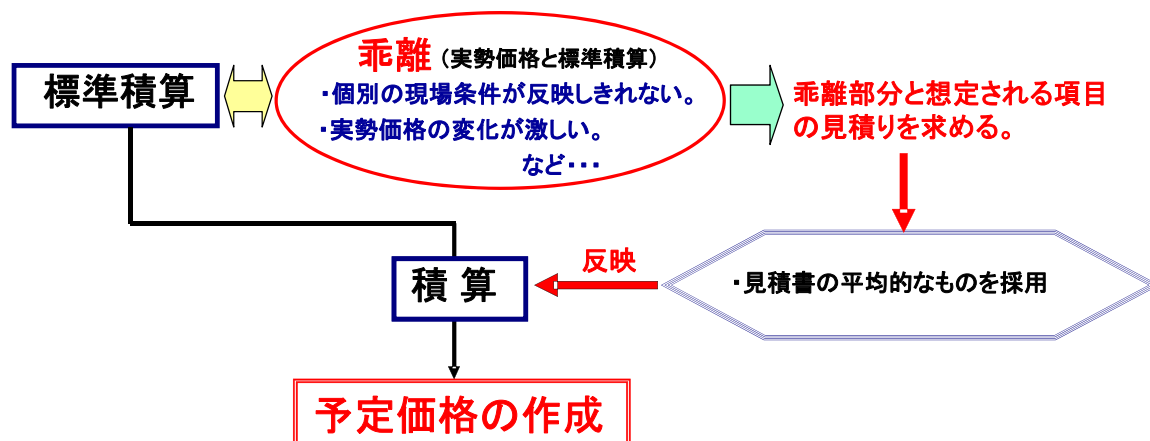
◆見積り活用方式

発注者の積算との乖離が大きく、入札の不調・不落が発生している工事、または過去において同種工事に不調・不落が発生するなど、不調・不落となる恐れが高い工事において、予定価格の作成にあたり競争参加者の見積もりを活用する取り組みを開始。

◆対象工事及び工種

対象工事：標準積算と実際にかかる費用に乖離が考えられる工事

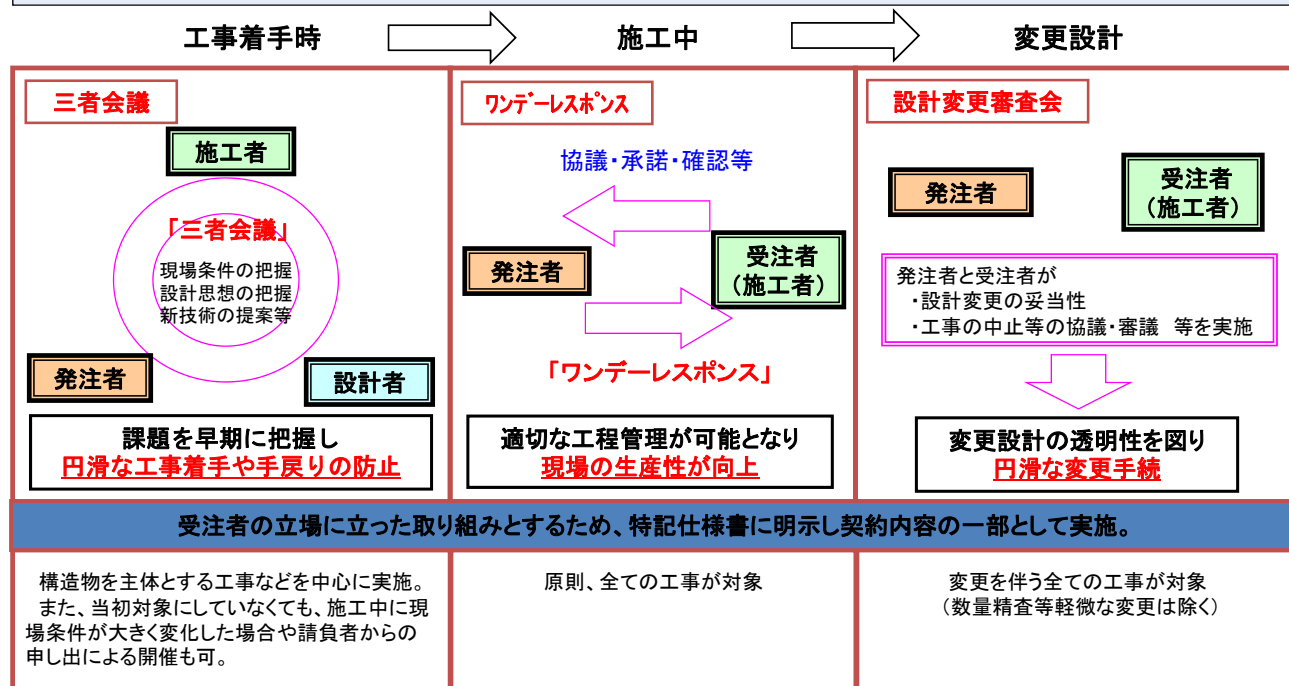
対象工種：直接工事費及び共通仮設費の積み上げ部分



20

工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下の施策を継続して取り組む

- ・三者会議：発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止
- ・ワンデーレスポンス：施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消
- ・設計変更審査会：各種ガイドラインの活用を図り、設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更の実施



21

2. 工事発注での取り組み

22

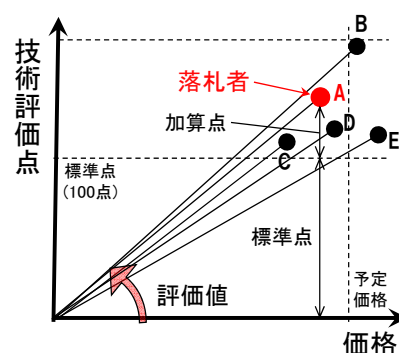
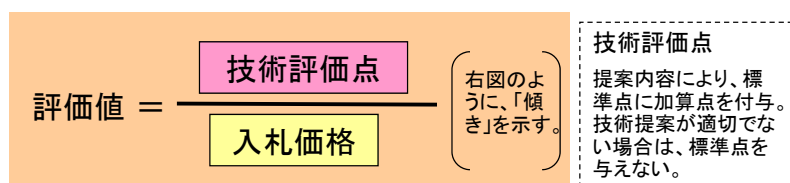
工事の総合評価落札方式の概要

国土交通省 北海道開発局

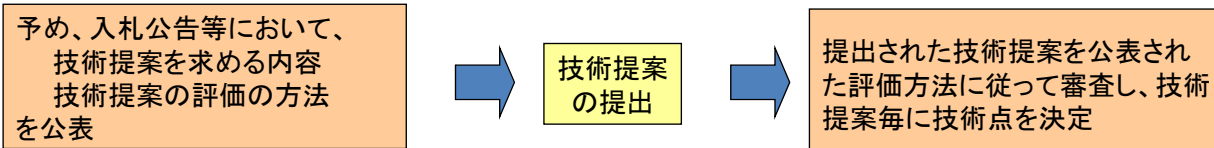
工期、機能、安全性などの**価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定**する方式

【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。



【総合評価落札方式の手続きの流れ】



【総合評価の評価項目例】

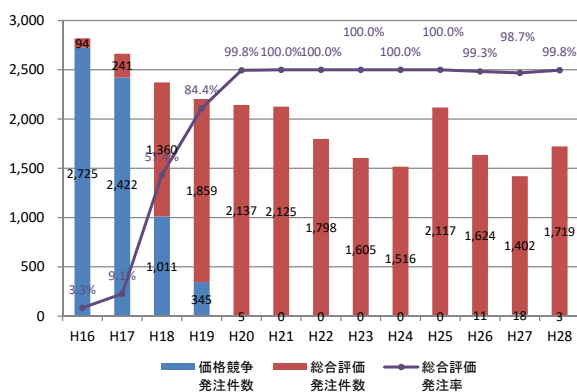
技術提案に関する項目	工期短縮、品質向上、環境の維持(騒音・振動・水質汚染など) など
施工能力等に関する項目	企業・技術者の過去の同種工事实績、工事成績 など
地域精通度・貢献度等に関する項目	災害協定の締結、災害協定に基づく活動実績 など

23

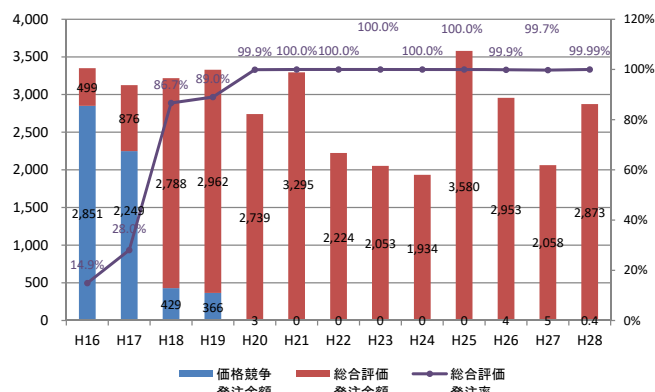
■総合評価落札方式発注率の推移

○平成21年度より、**随意契約を除く全ての工事**で総合評価落札方式による発注を実施。
(平成28年度は不調対策等のため3件の工事で通常指名競争を実施)

総合評価落札方式 発注率の推移(件数ベース)



総合評価落札方式 発注率の推移(金額ベース/単位:億円)



※各年度の期間に契約した工事

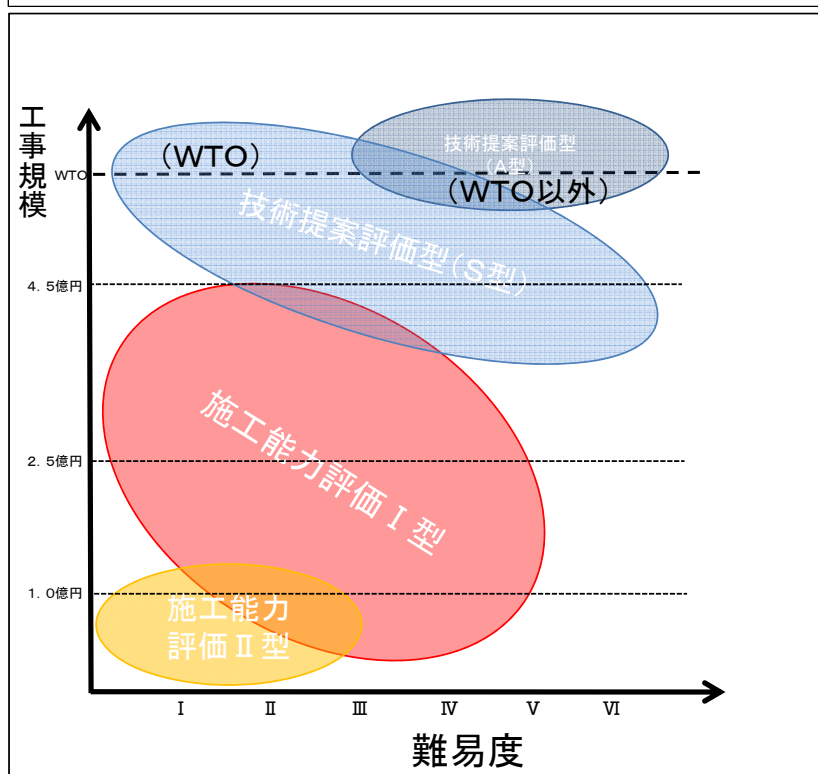
総合評価落札方式のタイプ

	← 施工能力を評価する →	← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →
	施工能力評価型	技術提案評価型
提案内容	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事 求めない(実績のみで評価) 施工計画	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合 部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合 有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合 施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
評価方法	可・不可の二段階で審査	点数化
ヒアリング	実施しない 必要に応じて実施(施工計画の代替とすることも可)	GPA対象工事は必須、それ以外は必要に応じて実施 必須
予定価格	標準案に基づき作成	標準案に基づき作成 技術提案に基づき作成
	Ⅱ型 Ⅰ型	S型 AⅢ型 AⅡ型 AⅠ型

	施工能力評価型		技術提案評価型			
	Ⅱ型	Ⅰ型	S型		A型	
			WTO以外	WTO	Ⅲ	Ⅱ・Ⅰ
提案内容	なし (実績で評価)	施工計画	施工上の工夫等に係る提案		部分的な設計変更 や高度な施工技術 等に係る提案	施工方法に加え、工 事目的物そのものに 係る提案
評価方法	—	点数化	点数化		点数化	
ヒアリング	実施しない	実施しない (ヒアリングを代替 する施工計画に より加点評価)	必要に応じて実 施	必須	必須(技術対話)	
段階選抜	実施しない	実施しない	必要に応じて試行的に実施		必要に応じて試行的に実施	
備考		・ヒアリングを代替 する施工計画は、 配置予定技術者 の配点の中で加 点 ・施工計画のテ ーマ設定例(同種工 事の実績・経験を 踏まえた当該工 事での留意事項 等)	1テーマ設定 ・各テーマごとに 最大5つを基本と する ・A4・1～2枚程 度	工事内容に応じ て1～2テーマ設 定 ・各テーマごとに 最大5つを基本と する ・1指定テーマに つきA4・1～2枚 程度	高度な技術や優れた工夫等 を含む技術提案の提出	

26

■総合評価各タイプ適用イメージ



【技術提案評価型 (S型)】

- WTO工事、一般土木Aランク工事の規模
- 難易度が比較的高く、施工上の工夫等により品質確保が図れる工事

【施工能力評価型 (Ⅰ型)】

- 一般土木のBランク、Cランク(難)、AB(易)工事の規模

【施工能力評価型 (Ⅱ型)】

- 規模、難易度の小さい工事
- 一般土木のB、C、Dランクの規模

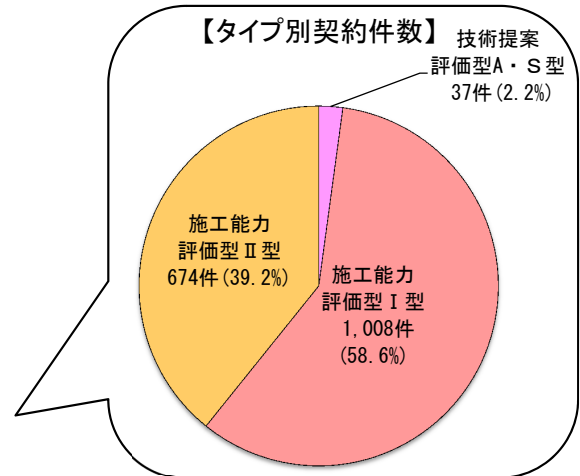
27

- 平成25年8月1日以降の公告工事から二極化を全面实施。
- 平成28年度の総合評価タイプ別件数
 - ・施工能力評価型Ⅰ型が、1,008件(約59%)
 - ・施工能力評価型Ⅱ型が、674件(約39%)
 - ・技術提案評価型A・S型が、37件(約2%)【内訳:AⅡ型1件、AⅢ型1件、S型35件】

【総合評価落札方式発注件数 推移】



【タイプ別契約件数】



総合評価タイプ	評価項目
施工能力評価型Ⅰ型①	企業、技術者(施工監理能力の確認(書面)含む)
施工能力評価型Ⅱ型	企業、技術者
技術提案評価型S型	企業、技術者、技術提案

※各年度の期間に契約した工事

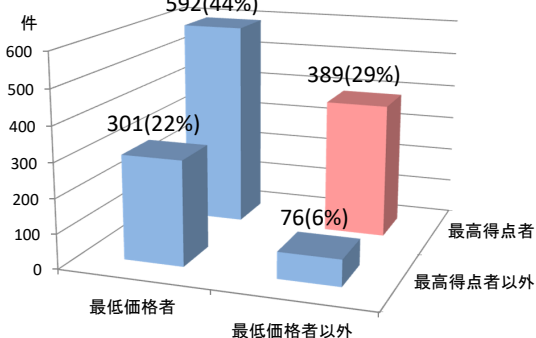
平成28年度 落札要因①

■落札者の分類(全工種)

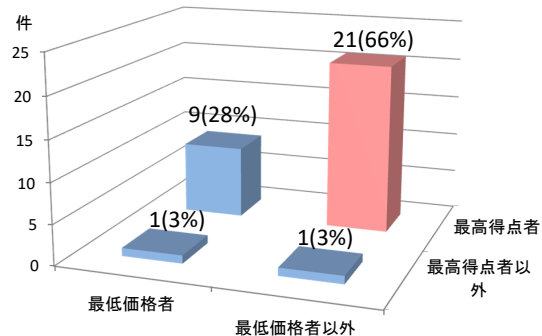
※DATAは平成28年4月～平成29年3月契約工事(1者応札を除く)

- 全タイプ、施工能力評価型Ⅰ型、施工能力評価型Ⅱ型では技術評価で最高得点かつ最低価格者が落札となる割合が高い。
- 技術提案評価型S型では最高得点かつ最低価格以外の者が落札する割合が高くなっている。

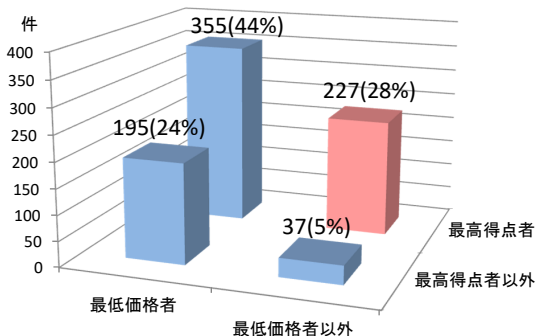
全タイプ(全工種)(1358件)



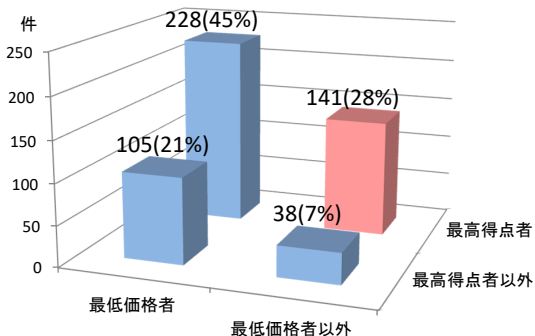
技術提案評価型S型(全工種)(32件)



施工能力評価型Ⅰ型(全工種)(814件)



施工能力評価型Ⅱ型(全工種)(512件)

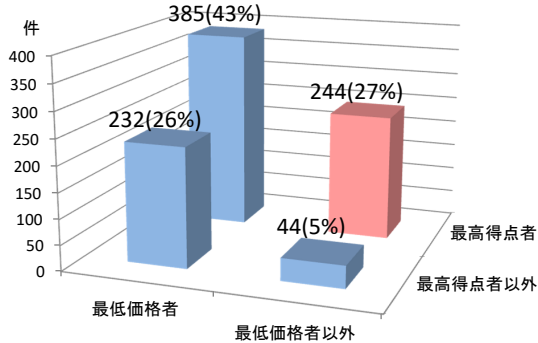


■落札者の分類(一般土木)

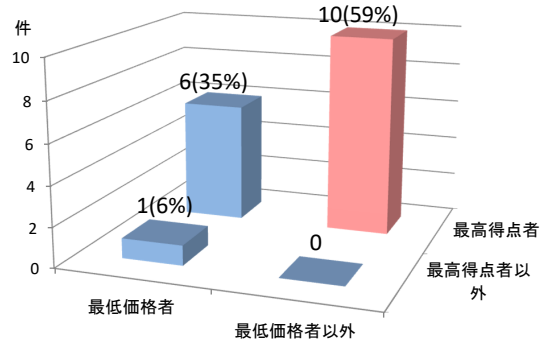
※DATAは平成28年4月～平成29年3月契約工事(1者応札を除く)

○全タイプ、施工能力評価型Ⅰ型では技術評価で最高得点かつ最低価格者が落札者となる割合が高い。技術提案評価型S型では最高得点かつ最低価格以外の者が落札する割合が高くなっている。

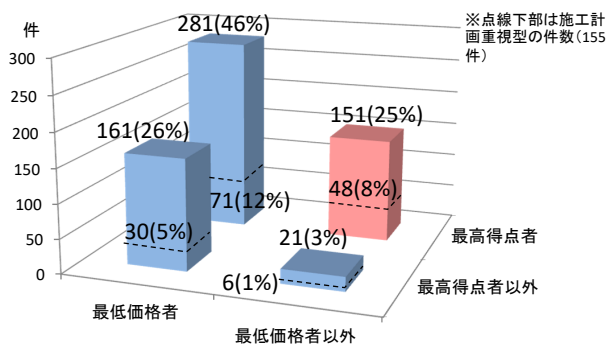
全タイプ(一般土木)(905件)



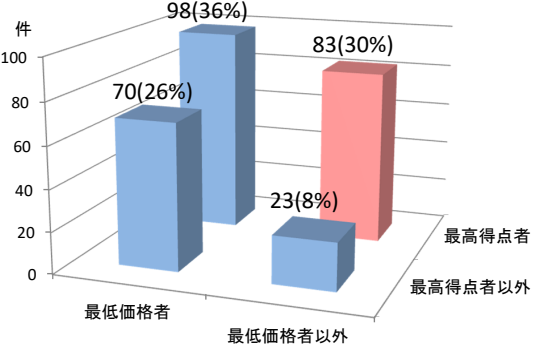
技術提案評価型S型(一般土木)(17件)



施工能力評価型Ⅰ型(一般土木)(614件)



施工能力評価型Ⅱ型(一般土木)(274件)

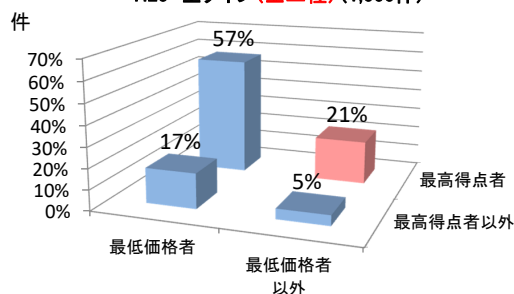


■落札者の分類(全工種)の推移

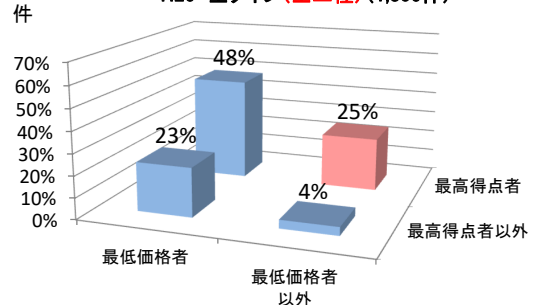
各年1月～12月契約工事(1者応札を除く)

○各年度とも最高得点者が落札者となる割合が高い。
また、技術評価で最高得点かつ最低価格以外の者が落札者となる割合が年々増加傾向にある。

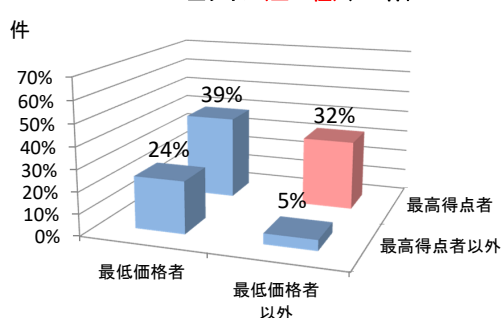
H25 全タイプ(全工種)(1,666件)



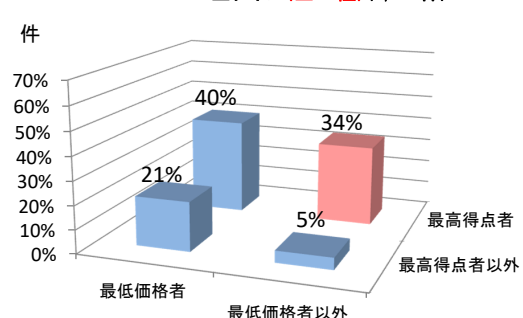
H26 全タイプ(全工種)(1,306件)



H27 全タイプ(全工種)(999件)



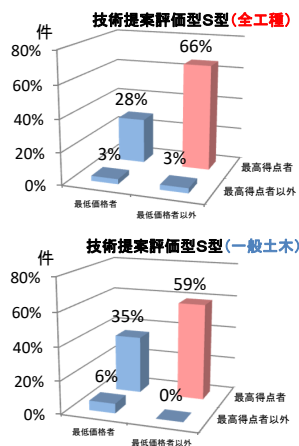
H28 全タイプ(全工種)(1,101件)



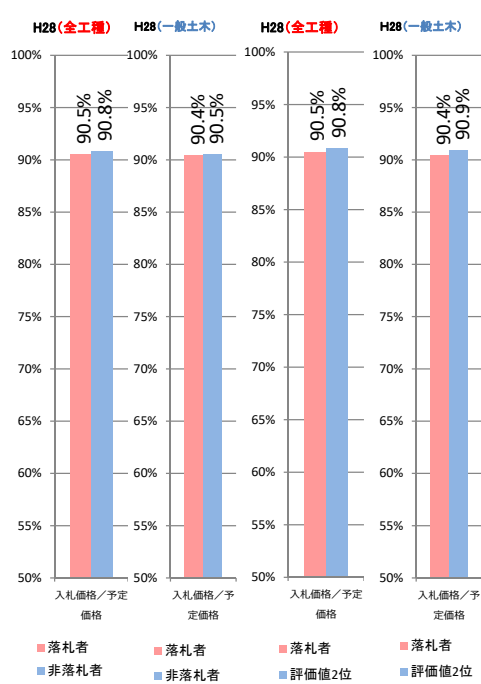
■落札者の分類(技術提案S型)の傾向 ※DATAは平成28年4月～平成29年3月契約工事(1者応札を除く)

○技術評価で最高得点かつ最低価格以外の者が落札者となる割合が多い傾向となっている。ただし、落札者と評価値2位者の入札価格の差及び得点差は僅差となっている。

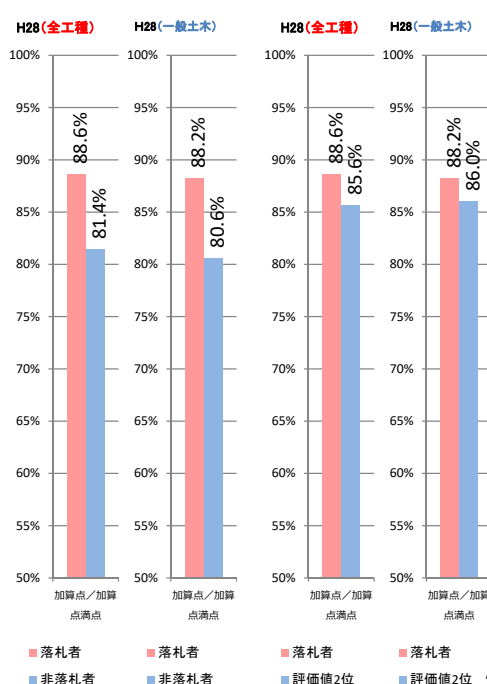
＜落札者の分類＞



＜入札価格の差(入札価格/予定価格の比較)＞



＜得点の差(加算点/加算点満点の比較)＞



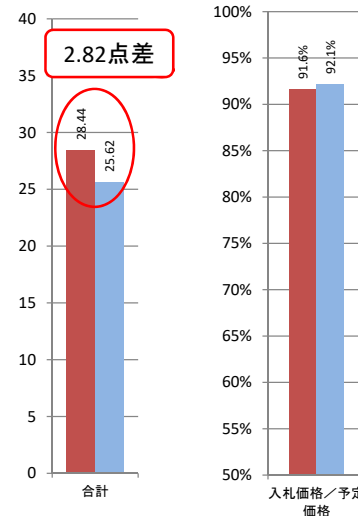
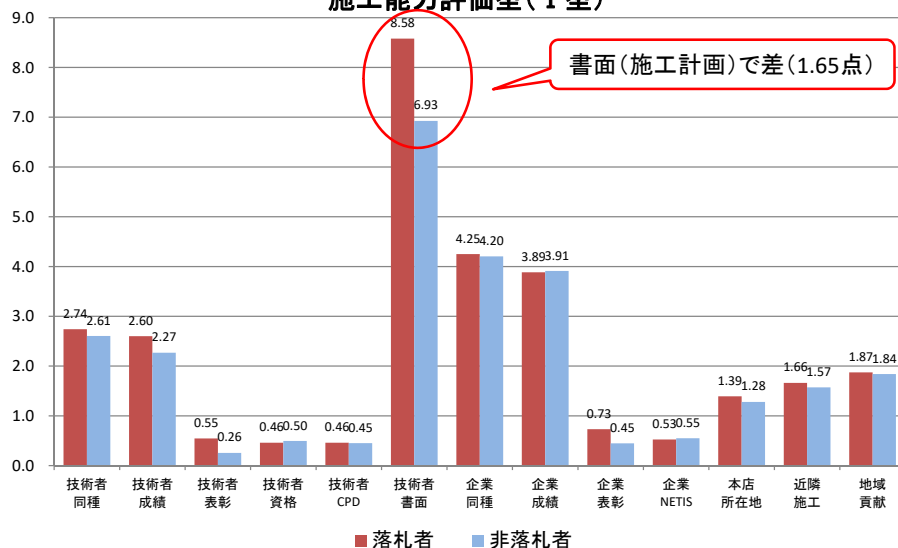
32

総合評価項目別得点状況①

落札者と非落札者の平均を比較

平成28年4月～平成29年3月契約工事
1者応札、技術者育成型、施工計画重視
型を除く369件

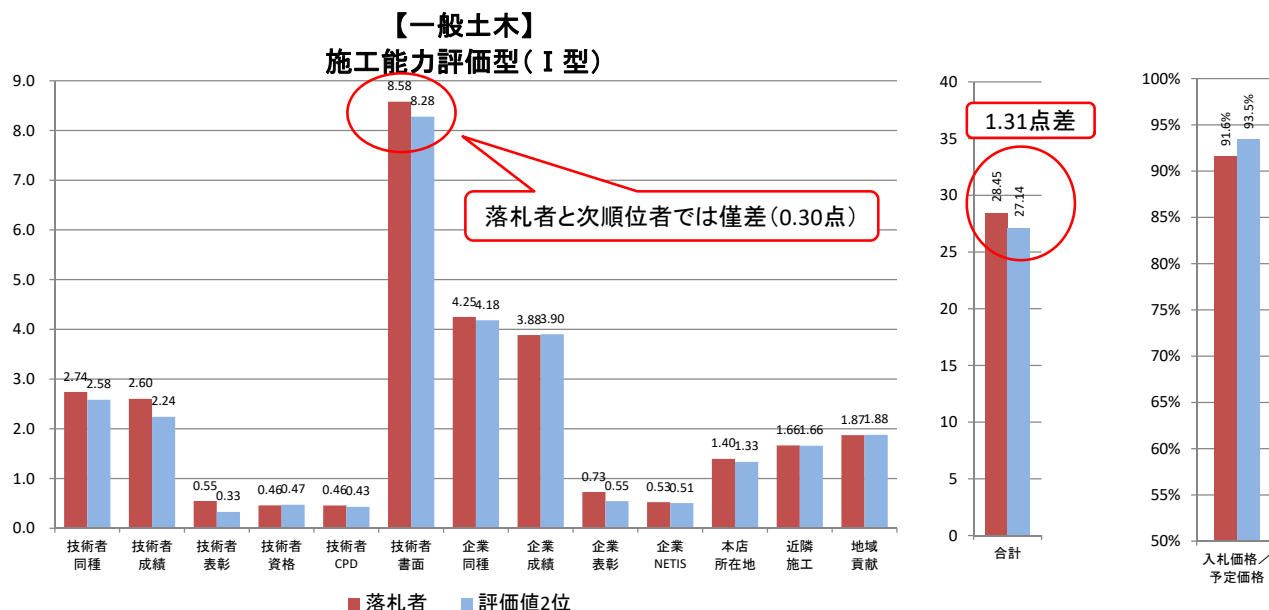
【一般土木】
施工能力評価型(I型)



33

落札者と次順位者の平均を比較

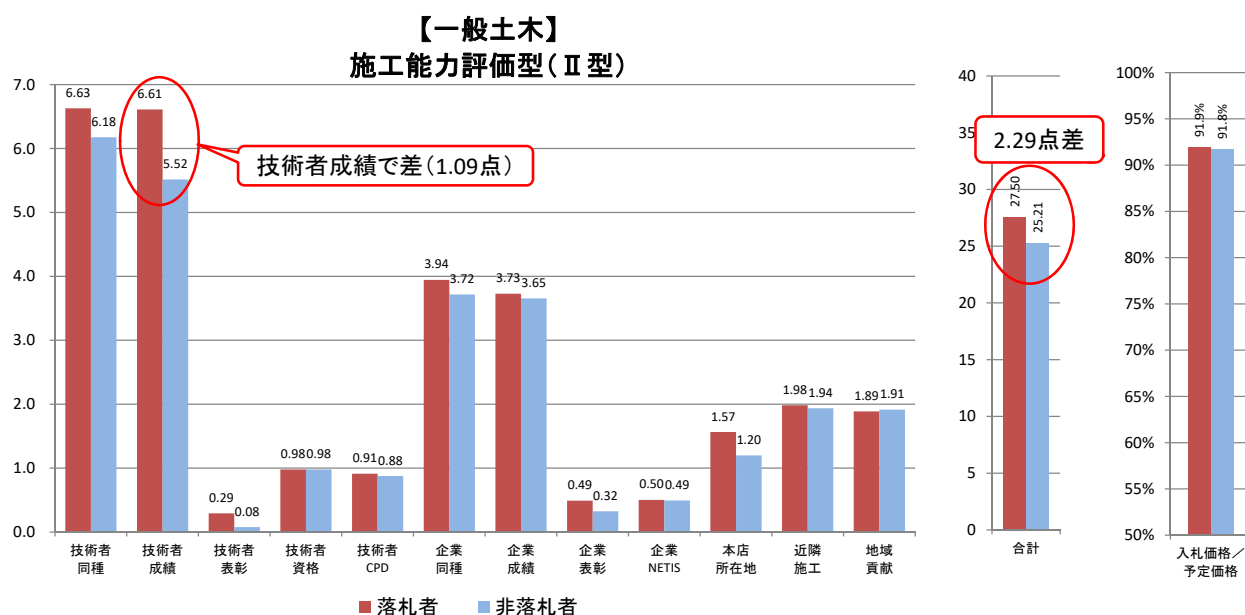
平成28年4月～平成29年3月契約工事
1者応札、技術者育成型、施工計画重視
型を除く369件



34

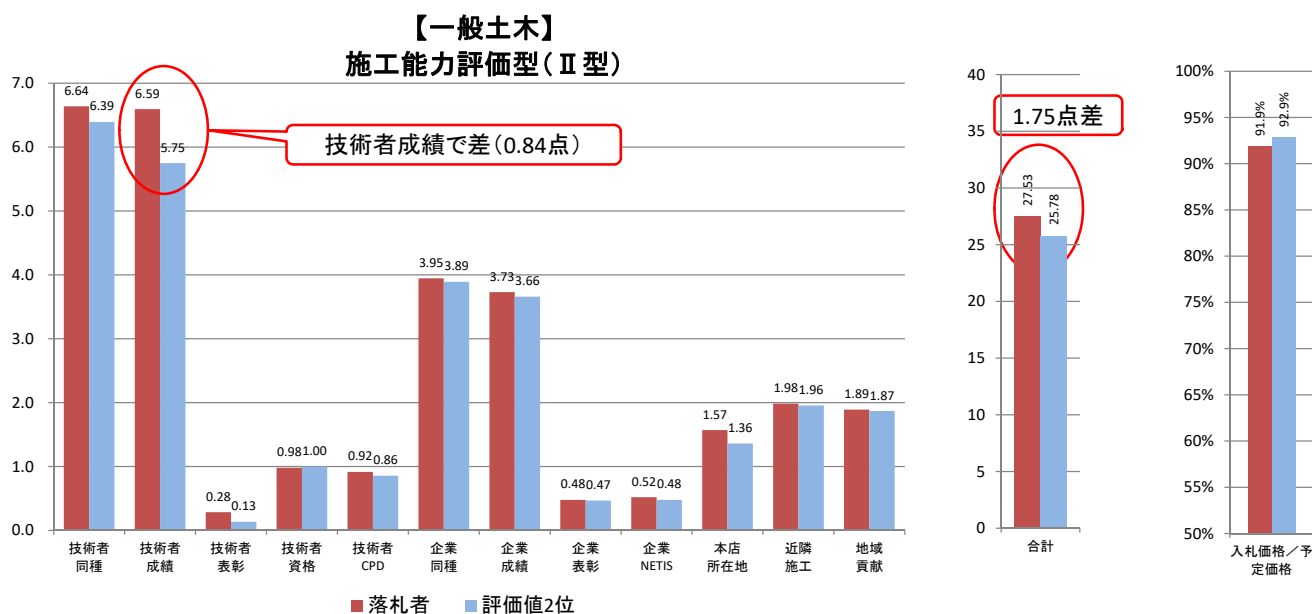
落札者と非落札者の平均を比較

平成28年4月～平成29年3月契約工事
1者応札、技術者育成型を除く219件



35

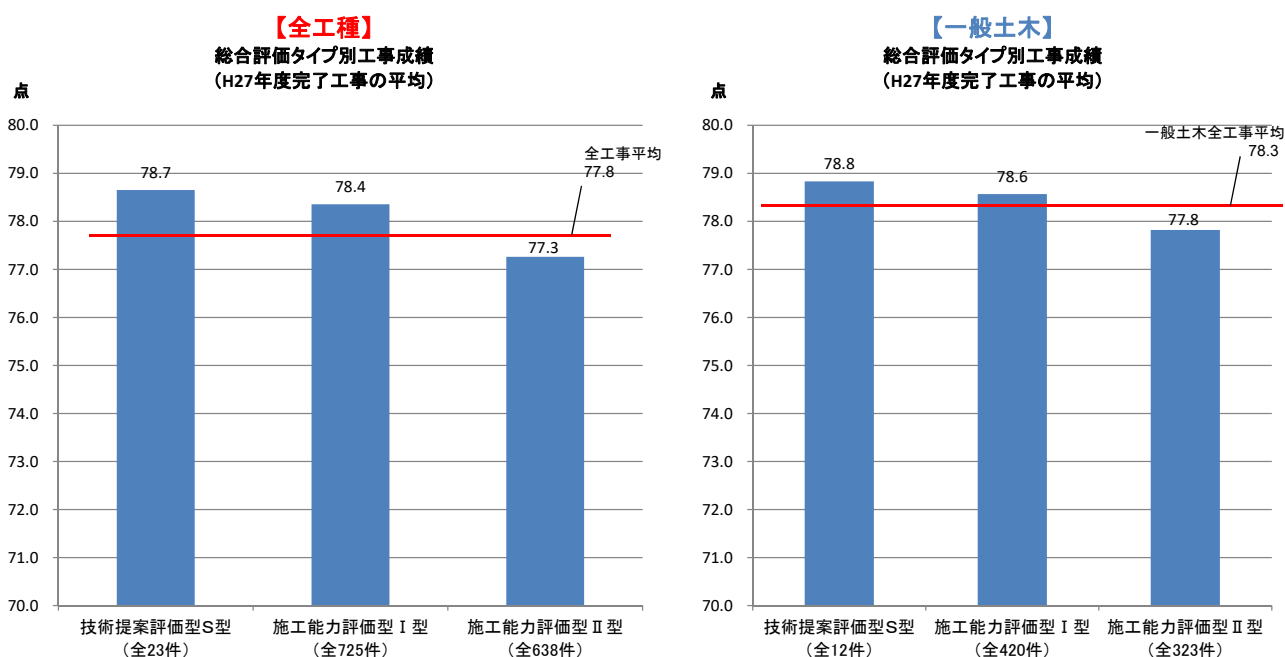
落札者と次順位者の平均を比較

平成28年4月～平成29年3月契約工事
1者応札、技術者育成型を除く219件

36

<参考> 総合評価タイプ別工事成績

○総合評価のタイプ別に工事成績を比較すると、技術的工夫の余地が大きな発注方式である、技術提案評価型S型、施工能力評価型Ⅰ型、施工能力評価型Ⅱ型の順に成績が高い傾向

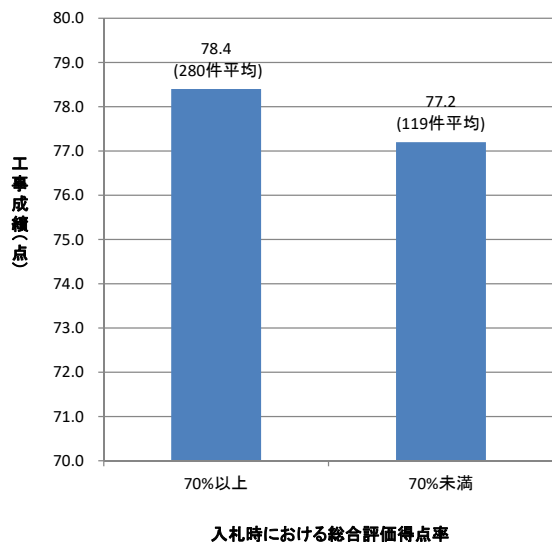


37

○入札参加時における総合評価の得点率と工事完了後の工事成績を比較すると、得点率が高い企業ほど成績が高い傾向
このことから、技術的能力が高い企業が工事の品質を向上できるものと期待される

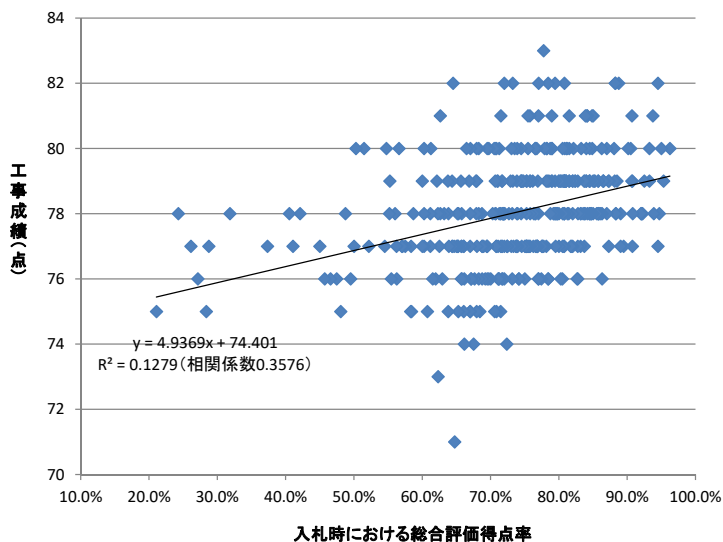
【総合評価得点率と工事成績の関係】

*平成27年度に契約・完了した一般土木工事より集計



【総合評価得点率と工事成績の関係】(散布図)

*平成27年度に契約・完了した一般土木工事より集計



38

各種試行工事について

地域における担い手の中長期的な確保・育成や、入札契約手続きの簡素化などに配慮すべく、発注方法の工夫として下記の試行工事に取り組んでいる

企業の育成

- ④ 地元企業活用審査型
- ⑤ 特定専門工事審査型
- ⑦ 技術者育成型(チャレンジ型)

技術者(技能者)の育成

- ③ 登録基幹技能者評価型
- ⑤ 特定専門工事審査型
- ⑥ 技術者育成型(若手)
- ⑦ 技術者育成型(チャレンジ型)
- ⑧ 施工計画重視型
- ⑨ 女性技術者

負担軽減

- ① 段階選抜方式
- ② 一括審査方式
- ⑭ 概略数量発注
- ⑮ 簡易確認型

企業に配慮した工事費・工期

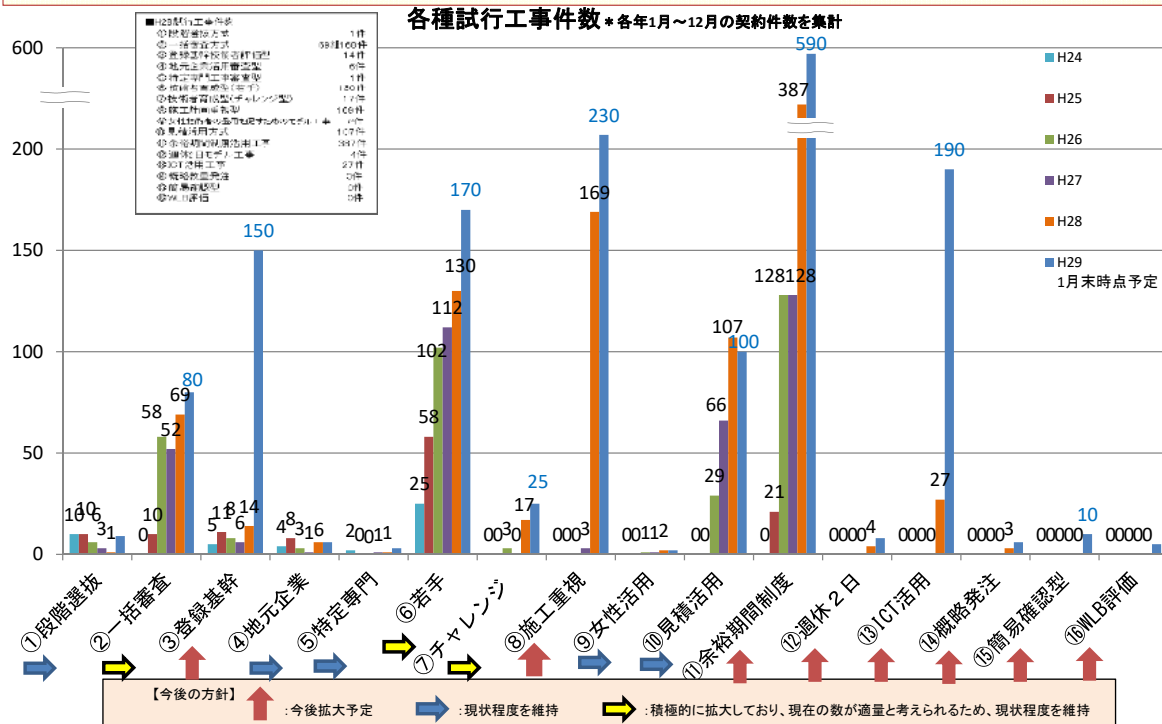
- ⑩ 見積活用方式
- ⑪ 余裕期間制度

働き方改革 (生産性向上・業務効率化)

- ⑫ 週休2日モデル工事
- ⑬ ICT活用工事
- ⑯ WLB評価

39

- 過年度より段階的選抜方式、地元企業活用審査型、登録基幹技能者評価型、一括審査方式、特定専門工事審査型、技術者育成型(若手)、技術者育成型(チャレンジ型)、女性技術者の登用を促すためのモデル工事、施工計画重視型の試行を実施。
- その他、平成27年以降は、週休2日モデル工事、ICT活用工事、WLB評価工事の試行を実施。

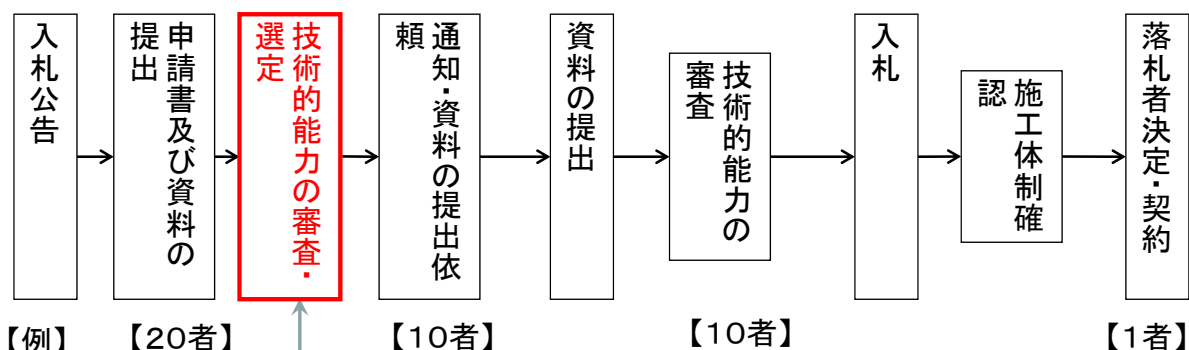


40

①段階選抜方式

- 受発注者双方の負担軽減のため、技術資料に基づき企業者数を絞り込んだ後に、詳細な技術提案の提出を求め評価する方式。

○ 手続きの流れ



【絞り込み方法】

選定時評価項目の評価点上位10社程度に絞り込み、詳細な技術提案の提出を求める。

【絞り込み時の評価項目】

①企業の施工能力等(企業の成績・表彰、地域精通度、技術者の資格・表彰等) + ②(詳細な)技術提案の一部

※WTO対象工事は②のみ

41

○総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、以下の条件をすべて満たす2以上の工事において、提出させる技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一とし、一括審査方式を試行的に実施。（手続きの簡素化）

【条件】

- ・同一の開発建設部で発注する工事
- ・工事の目的・内容が同種で、技術力審査・評価の項目が同じ工事
- ・業種区分、等級が同じ工事
- ・施工地域が近接する工事
- ・入札公告、申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれを同一日に行う工事
- ・施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事

複数工事に参加は可能、配置予定技術者の申請は1名

平成28年度は延べ168工事を69の一括審査で実施

○延べ参加者1,507者で実技術提案数が645件、
差し引き、862件の提案件数を削減

42

○専門工事部分の品質確保が目的構造物の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、現場に優秀な登録基幹技能者を配置することで、工事全体の品質確保を図るとともに、登録基幹技能者の更なる技術の向上に資することを目的に、「登録基幹技能者の活用」を評価する方式。

～登録基幹技能者とは～

熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた技能者で、専門工事業団体の資格認定を受けた者です。現場では上級職長等として、元請の計画・管理業務に参画し、補佐するなどの役割を担います。

○試行工事概要（H28年度対象工事14件より抜粋）

※H28年12月末時点での契約済み工事

番号	工事名	工事種別	等級	タイプ	配点			登録基幹技能者資格	入札参加者	基幹活用者数	落札者が活用者
					全体	基幹配点	%				
①	北海道横断自動車道 陸別町 ポントシュベツ改良工事	一般土木	BC	施評Ⅰ型	38.5	1	2.6%	とび・土工	8	7	○
②	十勝川直轄砂防事業の内 戸島別川第2号砂防堰堤建設工事	一般土木	B	施評Ⅰ型	38	1	2.6%	とび・土工	7	4	○
③	北海道開発局研修センター改修16建築その他工事	建築	BC	施評Ⅱ型	37	1	2.7%	防水	1	1	○

43

登録基幹技能者評価型の今後について

技能者の更なる技術の向上及び技術者の担い手確保のため、平成29年度は、登録基幹技能者以外にも優秀施工者国土交通大臣顕彰者【通称：建設マスター】（以下通称にて記述）・技能士の配置を評価対象とした試行工事を、設定可能な工事で原則実施することを予定（平成29年度は150件程度の実施を予定）

○評価項目と配点の例

評価項目		配点
企業評価	登録基幹技能者等の配置	1点

○評価対象資格と配点内訳の例

配点	評価対象資格	所管省	実務経験年数
1.0点	登録基幹技能者	国土交通省	10年
	建設マスター（表彰から10年間加点対象）※	国土交通省	20年
0.5点	技能士（特級、1級、単一等級）	厚生労働省	3年～12年

・技能士（2級、3級）及び、現代の名工は加点対象としない。

※過去に建設マスターに表彰されている場合は、今年度から10年間評価の対象とする。

○地域に精通し地域経済への貢献度の高い地元企業が施工することで工事の品質確保、地元企業の育成、地域経済力の向上を目指す取組として、地元企業の下請け活用度に応じて加算点を設け評価する方式。

1. 評価方法

総合評価の評価項目のうち、「地域貢献度」に「地元企業活用率」を設定。

地元企業活用率（％）＝地元企業下請け活用額／入札金額×100

（地元企業活用額＝当該開発建設部または事務所管内に本店を置く地元企業への一次下請け発注予定額）

※但し、地元企業が元請けの場合は、地元企業活用率を100%とする。

2. 試行工事概要（H28年度対象工事6件より抜粋）

工事名	評価項目	評価基準
石狩川改修工事の内 上新篠津築堤河道掘削工事	事務所管内に本店を置く地元企業への一次下請け発注予定額の比率	10%以上：2点 10%未満5%以上：1点 5%未満：0点

※但し、地元企業が元請けの場合は、地元企業活用率を100%とする。

3. 評価内容の担保

地元企業活用率は特別契約書により担保し、工事完成時には履行状況の確認を実施

（審査時の地元企業活用率－工事期間中の地元企業活用率）

審査時の地元企業活用率

○工事目的物の品質に対し、実質的に大きな影響を与える専門工事業（下請業者）の施工能力等を的確に評価することにより、工事品質の確保を目的とした方式。

【対象工事】

・専門工事部分が法面処理工、杭基礎工、地盤改良工、海上工事（海上工事については、いずれかの工種に限る。）のいずれかで、工事全体に占める重要度が高いもの。

【評価項目】

・評価項目は、工事全体と専門工事部分に分けて設定。（※右表参照）

【審査・評価方法の留意点】

・専門工事部分を元請が施工することは妨げない。

■試行工事概要（H28年対象工事より）

	工事全体	専門工事部分
評価項目	・総合的なコスト削減 ・工事目的物の性能、機能の向上 ・社会的要請（環境の維持、交通の確保等）への対応 等	・専門工事として必要な評価項目 ・専門工事業者の配置予定技術者の能力 ・専門工事業者の同種・類似工事の施工実績等

工事名	特定専門工事区分	下請見積	評価項目	特定専門配点	全配点
深川留萌自動車道 留萌市マサリベツ改良工事	法面処理工	○	・特定専門工事における技術的所見（2点） ・特定専門工事業者の技術者の資格（0.5点） ・特定専門工事業者の同種工事の施工実績（1点）	3.5点	38.5点

特定専門工事審査型の今後について

工事全体に占める重要度の高い「特定専門工事部分」の品質向上のため、**引続き平成29年度は数件程度の実施を予定**

○豊富な経験を有する世代が今後引退する局面を迎えるため、世代交代により技術の承継が危ぶまれ、優秀な技術者の確保・育成が課題となっている。
担い手不足への対応や育成機会の確保のための監理技術者になり得る、新たなキャリアパスのあり方について検討が必要。
経験の少ない者にも不利にならないような運用を基本とし、若手技術者活用に向けた取り組みを実施。

資格要件・評価項目		施工能力評価型Ⅰ型①		施工能力評価型 【技術者育成型（若手）】		
		参加要件	総合評価	参加要件	総合評価	評価対策
企業能力	同種工事の施工実績	○	○	○	○	評価する
	工事成績	×	○	×	○	評価する
	優良工事等表彰	×	○	×	○	評価する
	新技術活用	×	△	×	△	選択
	地域精通度・貢献度	×	△	×	△	選択
技術者能力	同種工事の施工実績	○	○	○	△	選択
	工事成績	×	○	×	×	非設定
	優良工事等表彰	×	○	×	×	非設定
	CPDへの取り組み	×	△	×	△	選択
	施工監理能力の確認（書面）	○	○	○	○※	※若手技術者に対する企業としてのバックアップ体制を、「施工監理能力の確認（書面）」の審査の一項目として設定し評価することも可
	年齢制限	×	×	×	×	

技術者育成型(若手)の今後について

○平成29年度は、当試行工事を170件程度実施する予定。さらに、そのうち20件程度の工事で年齢評価(一定の年齢以下の技術者を配置する場合加点する等)を設ける予定。
また、数件の工事で年齢制限(一定の年齢以下の技術者を配置することを競争参加要件とする)を設ける予定。

■各開発建設部における実施事例

年齢制限(一定の年齢以下の技術者を配置することを競争参加要件とする工事) ※下記は4月末現在公告済件数

開建	対象	発注方針
札幌	45歳以下	2件実施(内、契約済1件)

年齢評価(一定の年齢以下の技術者を配置する場合加点する等の工事) ※下記は4月末現在公告済件数

開建	評価対象	標準配点	発注方針
札幌	40歳以下	2.0点	3件実施(内、契約済3件)
	41歳以上45歳以下	1.0点	
函館	45歳以下	1.0点	2件実施(内、契約済2件)
小樽	検討中	検討中	方針を検討中
旭川	45歳以下	1.5点	1件実施(内、契約済1件)
室蘭	検討中	検討中	方針を検討中
釧路	40歳以下	1.0点	3件実施
	41歳以上45歳以下	0.5点	
帯広	40歳以下	1.0点	対象工事を検討中
	41歳以上45歳以下	0.5点	
網走	検討中	検討中	方針を検討中
留萌	45歳以下	1.0点	1件実施(内、契約済1件)
	バックアップ体制	0.5点	
稚内	40歳未満	1.5点	4件実施(内、契約済3件)
	40歳以上45歳未満	1.0点	
	45歳以上50歳未満	0.5点	

48

⑦技術者育成型(チャレンジ型)

- 二極化実施後の施工能力評価型における懸念
- 特定企業への受注の偏り(固定化)
 - 企業の新規参入への阻害

○試行目的

- 技術力のある企業の競争参加を促し、受注機会確保の環境作り

○試行内容

- 企業・技術者能力(施工実績・経験、成績、表彰等)を総合評価項目としない
- 技術提案のみ評価項目とする

■試行工事概要(H28年対象工事17件より抜粋)

工事名	工事区分	入札参加者数	全配点
石狩川改修附帯工事の内 島松川南9号橋旧橋撤去外工事	一般土木	25者	20点
一般国道453号 千歳市 丸駒橋上部外一連工事	鋼橋上部	5者	20点
一般国道242号 陸別町 熊の沢橋補修外一連工事	一般土木	12者	20点

技術者育成型(チャレンジ型)の今後について

企業の新規参入を促進するため、**引続きH29年度は25件程度の工事で試行予定**

49

～「施工監理能力の確認(書面)」を重視～

- 施工能力評価型による落札者と非落札者を比較してみると、「施工監理能力の確認(書面)」を求めるⅠ型と、書面を求めないⅡ型においては、いずれも加算点が僅差となっている状況を鑑み、Ⅰ型については、より適切で確実な施工を行う能力を有しているかを書面で確認できる仕組みが必要。
- 現場に適した施工監理能力を評価し、品質を向上させるという観点から、「施工監理能力の確認(書面)」の評価を重視することで、技術者の能力等をこれまで以上に発揮してもらうことができるような取り組みを試行。

■試行対象

- ・工事区分:主に一般土木、必要に応じ、その他の工事区分も可
- ・対象等級:A等級、AB等級、B等級の中から抽出

■評価内容

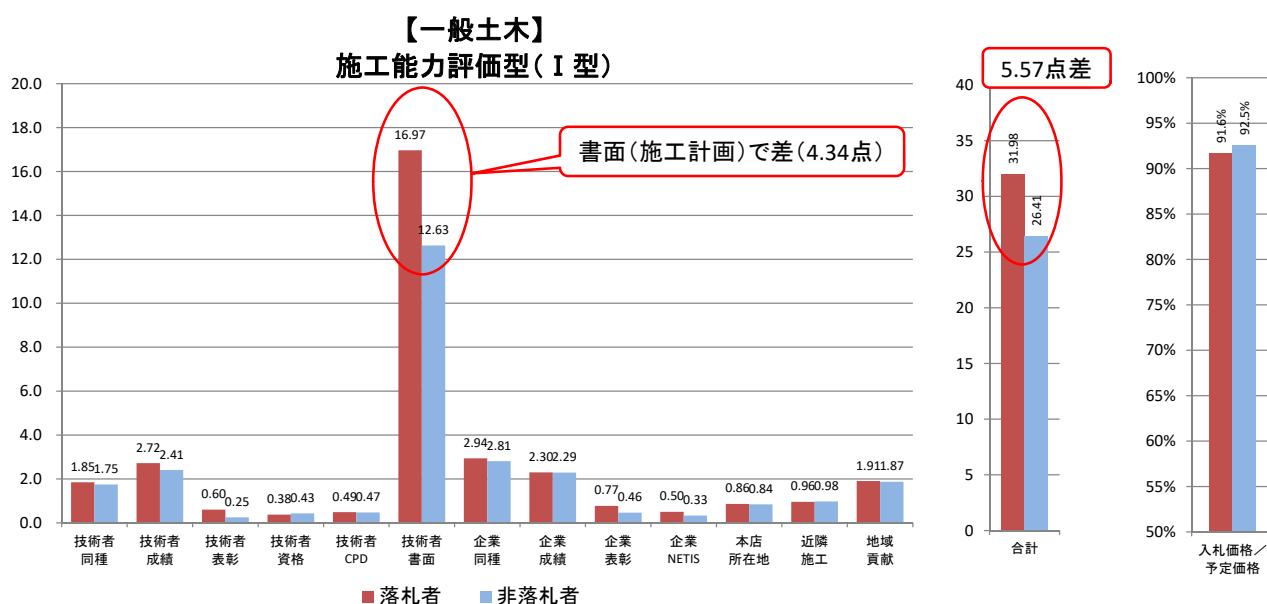
- ・施工能力評価型(Ⅰ型①)の「**施工監理能力の確認(書面)**」の配点を20点とする。(従来10点)
- ・設問は4問を基本とし、配点内訳は5点×4問とする。
- ・記載様式は4問合わせて1枚(文字の大きさは10ポイント)
- ・各設問の評価判定は○(5点)・ー(0点)の2段階方式とし、中間点(△)を設定しない。

50

■施工計画重視型における得点状況①

落札者と非落札者の平均を比較

平成28年4月～平成29年3月契約工事
施工計画重視型試行工事173件
(1者応札を除く)



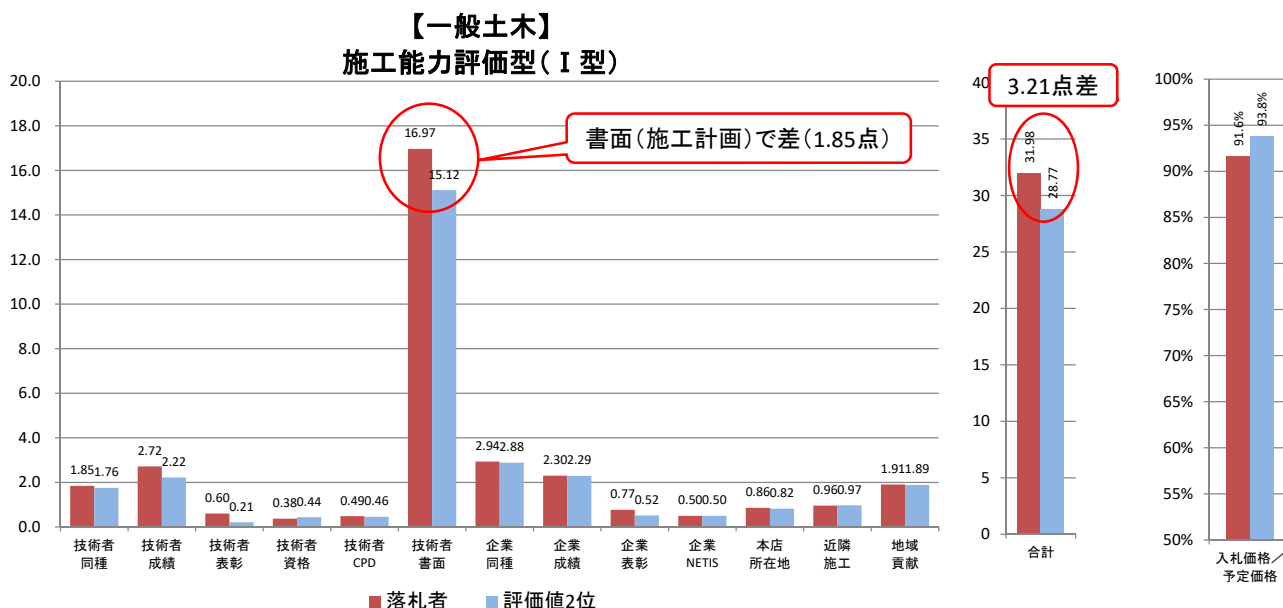
※技術者資格は、漁港工事7本、特定専門1本による。

51

■施工計画重視型における得点状況②

落札者と次順位者の平均を比較

平成28年4月～平成29年3月契約工事
施工計画重視型試行工事173件
(1者応札を除く)



※技術者資格は、漁港工事7本、特定専門1本による。

■施工計画重視型における得点状況③

○従来の施工能力評価型Ⅰ型と施工計画重視型について、「落札者と非落札者」及び「落札者と次順位者」の得点差を比較すると、施工計画重視型の方が得点差が広がる傾向となった。

【一般土木】

発注時期等	総合評価タイプ	件数	落札者・非落札者の比較		落札者・次順位者の比較		受注者の平均落札率
			施工監理能力の確認（書面）【得点差】	全項目合計【得点差】	施工監理能力の確認（書面）【得点差】	全項目合計【得点差】	
H28年1月～12月契約工事	施工能力評価型Ⅰ型	310	1.64	3.07	0.42	1.80	91.8%
	施工計画重視型	148	5.03	6.32	1.65	2.77	90.9%

※平均落札率の推移について

3月契約 65件：89.9%

4月以降契約 83件：91.6%

試行開始当初の3月は平均落札率が低い傾向となっていたが、その後は従来の施工能力評価型Ⅰ型と同程度となっている。

●女性技術者の登用を促すためのモデル工事の試行目的

国土交通省では、女性の建設産業への入職促進や就労継続等に向けた環境整備を官民挙げて推進していくため、建設業の各団体と共同で行動計画を策定することを申し合わせたところであり、北海道開発局では、女性が活躍できる建設業を目指して、女性技術者の配置を競争参加資格の要件とするモデル工事を試行

●女性技術者の登用を促すためのモデル工事の試行内容

- ①女性技術者の配置を競争参加資格要件として設定
 - ・主任(監理)技術者が女性技術者であること
 - ・主任(監理)技術者に女性を配置出来ない場合は、担当技術者に女性を配置すること(ただし、当初契約工期の1/2以上従事すること)
- ②女性監理技術者又は主任技術者の施工実績年数の緩和
 - ・「産前産後休暇及び育児休暇」を取得している場合は、その期間に相当する日数を加える。
(総合評価ガイドラインに掲載し、H28.8月公告以降から開発局の全工事に拡大)
- ③女性技術者が現場で働くために必要な施設・設備等については契約後別途費用を計上する。

●女性技術者の登用を促すためのモデル工事(H28年発注工事より)

開建	工事名	工事区分	等級	主な内容
札幌開発建設部	石狩川改修工事の内 東の里遊水地排水門盛土外工事	一般土木	A	遊水地の囲ぎよう堤盛土
札幌開発建設部	道央圏連絡道路 千歳市 嶮淵川橋R橋下部工事	一般土木	AB	鉄筋コンクリート構造の橋台、橋脚の設置

女性技術者の登用を促すためのモデル工事の今後について

女性技術者の活躍促進のため、**引続き平成29年度は数件程度の実施を予定**

54

工事の入札不調・不落対策として、標準的な歩掛等による官積算と実勢価格の間において乖離がある、または想定される工種等に対し、入札参加者より当該工種・種別・細別について見積書の提出を求め、予定価格に反映させる試行を行うものである。

●見積活用方式 部門別件数(H28年)

部門	件数	件数内訳(工事区分)
河川	4件	一般土木2件、建築1件、電気1件
道路	85件	一般土木(主に橋梁補修)75件、舗装7件、鋼橋上部1件、電気2件
港湾・空港・漁港	5件	一般土木1件、舗装2件、建築2件
営繕	13件	建築12件、管1件
合計	107件	

見積活用方式の今後について

官積算と実勢価格の乖離の対策として、**引続き平成29年度は100件程度の実施を予定**

※官積算と実勢価格の乖離対策として、
見積活用方式(標準歩掛があるが、見積を活用する方式)の他に、
見積徴収方式(標準歩掛が無い場合、見積を徴収する方式)も実施している。

55

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間制度を活用した方式

■対象工事

- ・完成期限に余裕がある工事
- ・施工時期により出来ばえ、品質等に大きな影響のでない工事
- ・工期に余裕を持たせても繰越しとならない工事
- ・他工事の工程に支障とならない工事

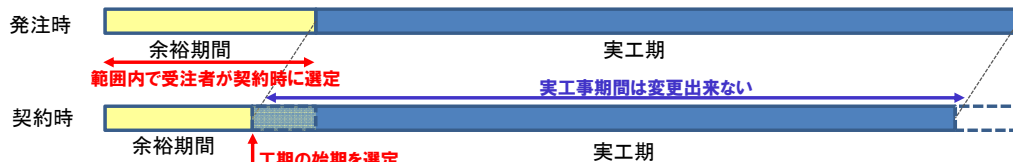
■留意点

- ・発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる
- ・余裕期間は、契約ごとに、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内
- ・余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置を要しない
- ・余裕期間内は、現場への資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない

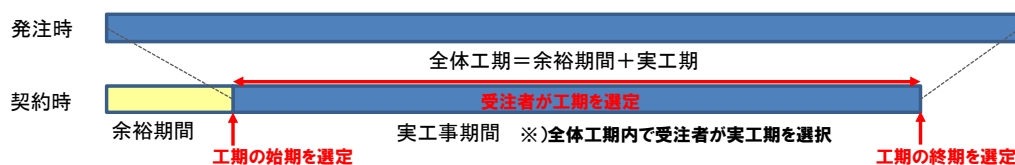
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



余裕期間制度活用工事の今後について

施工時期の平準化対策として有効であり、**引続き平成29年度は590件程度の実施を予定**

56

⑫ 週休2日モデル工事

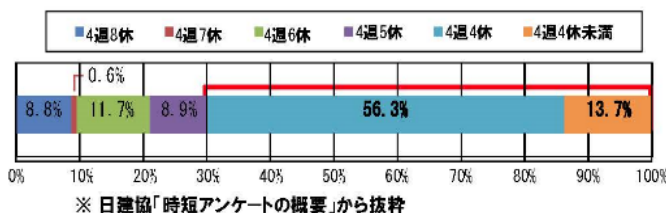
国土交通省では、週休2日が確保できるよう、モデル工事をH26年度から実施
北海道開発局においても、H28年度から週休2日モデル工事を実施

若者等の入職と就業継続

若者が建設業に就職・定着しない主な理由

- | | |
|-------------------|-------------|
| 【収入・福利面】 | 【休日確保や労働環境】 |
| ○ 収入の低さ | ○ 仕事のきつさ |
| ○ 社会保険等の未整備 | ○ 休日の少なさ |
| | ○ 作業環境の厳しさ |
| 【働くことへの希望、将来への不安】 | |
| ○ 職業イメージの悪さ | |
| ○ 仕事量の減少への不安 | |
- ※ 建専連「建設技能労働者の確保に関する調査報告」から入職しない理由のアンケート結果より

建設業の休日について



・休日の取得状況は、約7割の人が4週4休以下で働いている

○ 試行工事概要 (H28年対象工事4件より抜粋)

開建	工事名	工事区分	工期	内容
函館開発建設部	函館新外環状道路 函館市東山大橋(下り)上部工事	PSコンクリート	自: H28年11月17日 至: H30年3月21日(予定) 計70週(490日)	休工対象: 4週8休 休工対象日数: 140日

週休2日モデル工事の今後について

北海道開発局においても積極的に取組むこととし、**平成29年度は数件程度の実施を予定**

57

○国土交通省では、平成28年を「生産性革命元年」と位置づけ、調査・測量、設計、施工、検査及び維持管理・更新のあらゆるプロセスにICTを取り入れることで生産性を向上する「i-Construction」を推進

○北海道および北陸においてi-Construction対応型工事(以下、ICT土工)の第1号が開始

○i-Constructionの更なる普及のため全国266箇所において講習・実習を実施

【ICT土工の第1号工事がスタート】

北海道開発局(道央圏連絡道路千歳市泉郷改良工事)及び北陸地方整備局(宮古弱小堤防対策工事)において、ICT土工の第1号工事がスタート。それぞれの工事でUAV(ドローン)による施工前の測量が行われ、この測量結果や設計の3次元データを用いてICT建機による土工を開始。

・道央圏連絡道路千歳市泉郷改良工事

UAVによる施工前の測量開始:H28/5/10 ICT建機による土工開始:H28/6/3

・宮古弱小堤防対策工事

UAVによる施工前の測量開始:H28/5/23 ICT建機による土工開始:H28/6/1

(参考 ICT土工の発注見通し)

H28/7/29時点で、全国において473件のICT土工を工事公告。また、年度内に約700件のICT土工を工事公告の見込み。

【i-Construction人材育成に向けた講習・実習】

ICTに対応できる技術者・技能労働者の育成を目的に全ての都道府県で合計266箇所の講習・実習を実施。

平成29年度は、北海道開発局では、**190件程度の実施を予定**

【目的】

発注時の積算の簡略化を図り、受発注者双方の手間や違積算のリスクの軽減を図る。
(入口簡素化、出口しっかり)

【効率化の方針】

○道路改良工事における排水工は、直接工事費に占める割合は少ないが、積算項目が多く煩雑で作業に長時間を費やさなければならないが、現地状況等により変更が生じる。

○このように最終的に精算する金額が予定価格に対して変動することが明確なものについては、当初は概略で発注する取り組みを試行する。

○これにより、図面と数量の不整合などの積算ミスの軽減や、積算の簡略化にもつながる。

【実施内容】

■対象工事等

○道路改良工事における排水構造物工

■積算方法

○排水工について、積上げせず、率を乗じて積算

○率の設定は、過去の類似工事から、直接工事に対する率を算定

○当初積算は、「排水工を除く直工」×6%を計上(見積もり参考資料に条件明示)

■試行対象

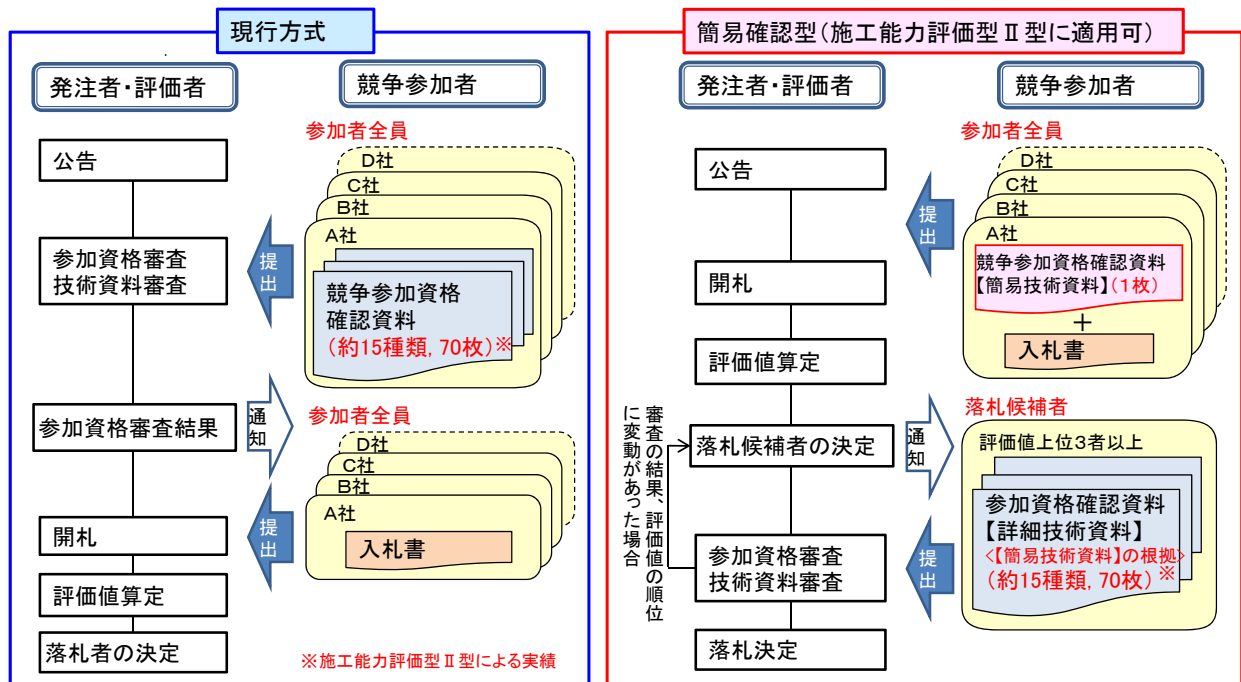
○平成28年4月以降公告の工事で試行を実施

概略数量発注の今後について

適用可能な工事にて積極的に取組むこととし、**平成29年度は数件程度の実施を予定**

※概略数量発注の他に、同じく負担軽減を目的として概算数量発注(標準断面で概算数量を積算、主要工種のみで積算、等)も実施している。

- 入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値を算定。
 - 評価値上位3者を落札候補者として競争参加資格確認資料【詳細技術資料】の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認。
 - 競争参加者には資料作成に係る負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減が期待。
- 平成29年度は10件程度の実施を予定



国土交通省直轄工事におけるWLB関連認定制度を活用した評価

○一般土木A等級等の工事において、認定制度を活用した評価を平成30年度までに全面的に導入。

※ 上記以外の調達については、平成28年度以降の取組結果を踏まえて検討

■導入に向けた工程表

H28年度～ 一部工事に導入 (導入の効果等を検証)

導入対象工事は、基本的に政府調達協定の対象工事となるため、外国籍企業に関する確定期間等が整い、運用が開始されることが前提

H30年度 全面的に導入予定 (対象:一般土木A、建築A、港湾土木A(政府調達協定対象工事)等)

段階的選抜方式において評価

上記以外の調達についても、H28年度以降の取組状況等を踏まえ検討

※国土交通省全体のスケジュールは、下記のアドレスに掲載

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000060.html

(1)対象工事

一般土木工事A等級及び建築工事A等級のうち、政府調達協定対象工事

(2)配点例

段階的選抜 評価項目		評価基準	配点
企業の 能力等	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等) ※1 ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業) ※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) ※3	1点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27 年法律第64 号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)策定している企業(常時雇用する労働者の数が300 人以下のものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15 年法律第120 号)第13 条又は第15 条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45 年法律第98 号)第15 条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

総合評価落札方式に関するガイドライン一部改正(H28.6)の概要

総合評価落札方式の改善(二極化)の本格運用(H25年度～)

○施工能力の評価と技術提案の評価に二極化 ○施工能力の評価は大幅に簡素化 ○評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」策定(H25. 3)

品確法等の改正(H26. 6)

将来にわたる公共工事の品質確保の
担い手の中長期的な確保・育成

多様な入札契約方式の選択・活用
(段階的選抜方式、技術提案・交渉方式 等)

地域的・政策的なニーズに対しても
柔軟な運用が可能となるようガイドラインを一部改正

主な改正ポイント

- | | |
|------------------|--|
| ① 多様な要素の評価 | 中長期的な技術者確保等の公共工事に関連する政策の推進の観点も踏まえ、総合評価項目案や評価方法等の一部を見直し |
| ② 男女問わず働きやすい環境整備 | 技術者評価において、原則として産休の期間等を評価期間の対象から除外することを明記 |
| ③ 段階的選抜方式の本格運用 | 一般競争入札方式における同方式活用に向けた考え方・手続等を整理 |

主な改正内容

企 業	NETIS登録技術について、掲載期間終了技術を評価対象外とすることを記載
	情報化施工の対象技術を変更
	ICT活用工事に係る様式を変更
	登録基幹技能者等の評価について記載
	ワーク・ライフ・バランス評価について記載
	減点について、修補請求等の措置基準日、減点対象となる入札手続き開始日を記載
企業・技術者	過去6年間の実績がない者の工事成績評価期間を8年間から9年間に延長

技術提案・交渉方式の運用ガイドラインの策定（平成27年6月）

- 品確法※第18条において、工事の仕様の確定が困難である場合に適用できる「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」を規定。
※ 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- 国土交通省直轄工事において本方式を適用する際、参考となる手続等を定めたガイドラインを策定。

<主なポイント>

1. 適用工事の考え方を明記

① 発注者が最適な仕様を設定できない工事

例：国家的な重要プロジェクト開催までに確実な完成が求められる大規模なものである一方、交通に多大な影響を及ぼすため、工事期間中の通行止めが許されないことから、高度な工法等の活用が必要な高架橋架け替え工事

② 仕様の前提となる条件の確定が困難な工事

例：構造的に特殊な橋梁における大規模で複雑な損傷の修繕工事

2. 契約タイプとして3つの類型から選定

1) 設計・施工一括タイプ

⇒ 優先交渉権者と価格等の交渉を行い、設計及び施工の契約を締結

2) 技術協力・施工タイプ

⇒ 優先交渉権者と技術協力業務を締結。別契約の設計に提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、施工の契約を締結

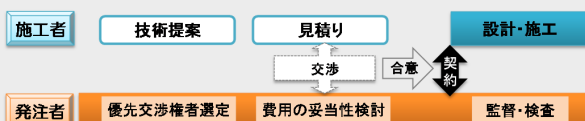
3) 設計交渉・施工タイプ

⇒ 優先交渉権者と設計業務を締結。設計の過程で価格等の交渉を行い施工の契約を締結

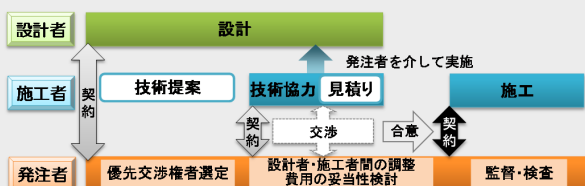
ガイドライン本文、説明資料は国交省HPに掲載 (<http://www.mlit.go.jp/tec/koushouhoushikigaido.html>)

各契約タイプにおける手続の流れ

1) 設計・施工一括タイプ



2) 技術協力・施工タイプ



3) 設計交渉・施工タイプ



設計交渉・施工タイプ

工事名：国道2号淀川大橋床版取替他工事
 工事場所：大阪府大阪市福島区海老江地先から
 大阪府大阪市西淀川区野里地先まで

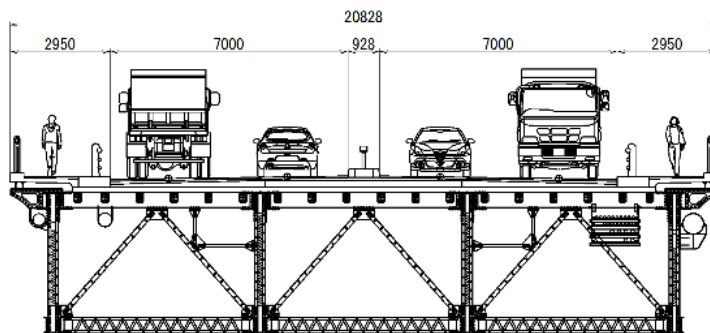
工事内容：

実施設計 設計延長 約725m
 床版取替工詳細設計 一式
 修繕詳細設計 一式
 仮設道路設計 一式
 附属物等復旧設計 一式
 施工計画・仮設計 一式 等

工事内容 工事延長 L= 1,160m

工場製作工 4,800t
 床版撤去 6,000m³
 鋼床版設置 15,000m²
 アスファルト舗装工 12,000m²
 仮設工 一式 等

工期：設計業務委託は、契約締結日の翌日から
 平成28年12月20日まで
 工事は、契約締結日の翌日から平成32年
 3月31日まで



鉄桁部



トラス部

求める技術提案について

- 床板撤去時及び完成後の橋の構造体としての安全性を確保する提案
- 交通規制期間短縮に向けた提案
- 維持管理費の低減や維持管理の効率化に資する提案

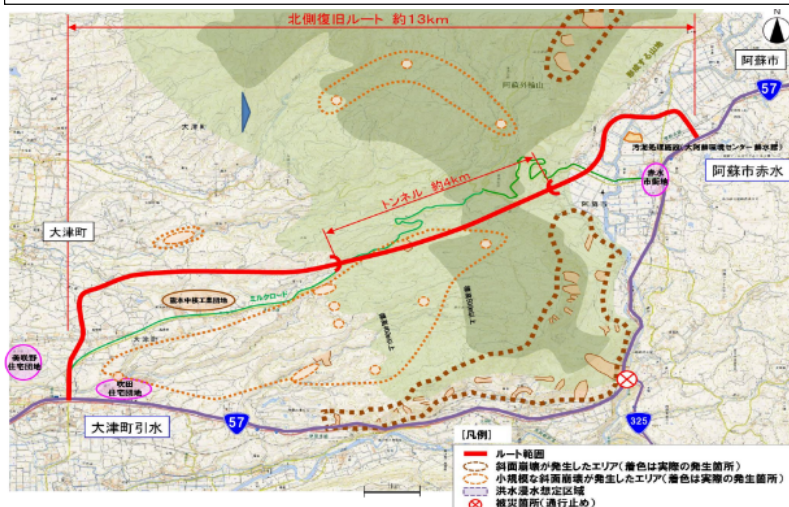
技術協力・施工タイプ

工事名：熊本57号災害復旧 二重峠トンネル(阿蘇工区)工事

熊本57号災害復旧 二重峠トンネル(大津工区)工事

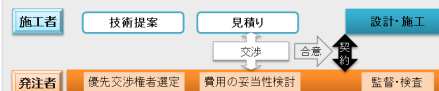
工事場所：熊本県阿蘇市車帰から熊本県菊池郡大津町古城地内

工事内容：技術協力 設計に対する技術協力(技術提案、技術情報の提供、施工計画の作成等)1式
 施工 阿蘇工区(延長L=1,650m、W=12m)、大津工区(延長L=2,000m、W=12m)

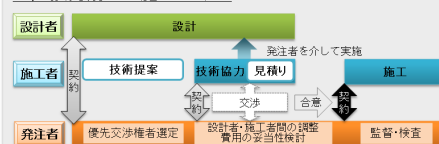


各契約タイプにおける手続の流れ

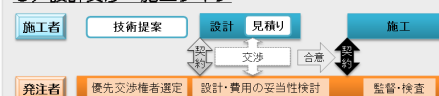
1) 設計・施工一括タイプ



2) 技術協力・施工タイプ



3) 設計交渉・施工タイプ

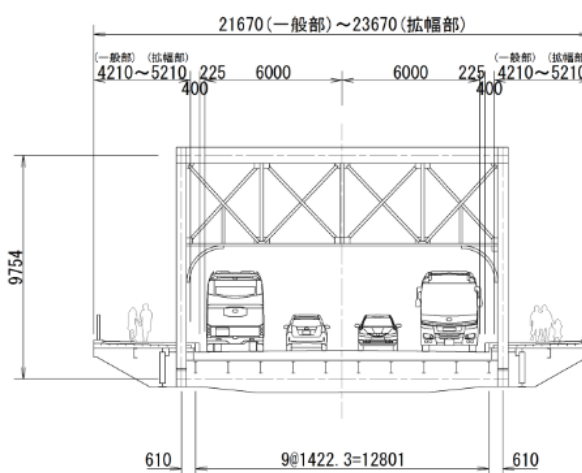
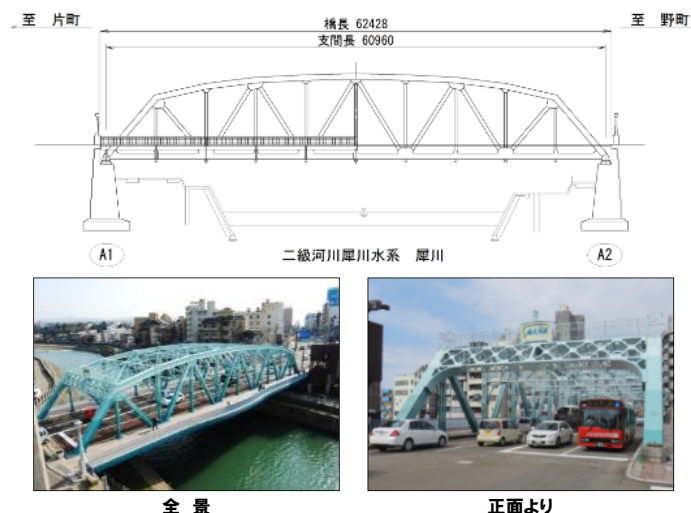


求める技術提案について

- 技術協力業務の実施に関する提案
- CⅡ及びDⅠ支保パターン毎の掘削からロックボルト打設までの100m当たりの施工日数及び経済性に関する提案
- 脆弱な地山(坑口部を除く)が出現した場合の施工上の課題及び対応策に関する提案

技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ(ECI方式))

工 事 名 : 国道157号犀川大橋橋梁補修工事
 工事場所 : 石川県金沢市片町地先～寺町地先
 工事内容 : 技術協力 設計に対する技術協力(技術提案、技術情報の提供、施工計画の作成等)1式
 施 工 伸縮装置取替工 一式、桁補修工 一式、仮設工 一式



求める技術提案について

- 技術協力業務の実施に関する提案
- 損傷状況に関する所見および追加調査等の提案
- 伸縮装置の補修において有効と思われる工法等の提案能力

68

迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめたガイドラインを作成

公表URL: http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000434.html

■ガイドラインの構成

1. 入札契約方式選定の基本的考え方
2. 地方公共団体との連携等
3. 大規模災害における入札契約方式の適用事例
参考資料: 入札契約方式の関係図書

■対象とした災害

災害名	主な被災地	日時
東日本大震災	東日本エリア	H23.3.11
紀伊半島大水害	奈良県等	H23.9.4
広島豪雨土砂災害	広島県等	H26.8.19
関東・東北豪雨鬼怒川水害	茨城県等	H27.9.9
平成28年熊本地震	熊本県等	H28.4.16

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実施実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性(本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等)
本復旧		指名競争	有資格者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社(本店)、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧		通常的方式(一般競争・総合評価落札方式他)	

69

3. 調査・設計業務での取り組み

70

調査・設計業務における総合評価落札方式の導入

国土交通省 北海道開発局

【H19まで：価格競争方式が主体】

- 最も価格の低いものが落札（価格のみで決定）
技術力が低いものでも落札でき、成果品の品質に懸念

財務省との包括協議成立
（平成20年5月2日財計第1279号）

【H20～：総合評価落札方式の導入で技術競争にシフト】

- 価格に加え技術を評価
- 総合評価点 = 価格点 + 技術点
（⇒加算方式を採用）
- 価格点と技術点の配分 = 1:1～1:3（価格点20～60点：技術点60点）
平成17年度1件、平成19年度23件試行済、
平成20年度本格導入（381件）、平成21年度（3,405件）
- 技術点の配点例
 - ・業務への取組方針：業務実施の着眼点・実施方針
 - ・技術提案：評価テーマに対する提案
 - ・技術者資格：技術者資格及びその専門分野
 - ・業務執行技術力：同種及び類似の業務実績・業務成績
 - ・専任性：手持ち業務の金額及び件数計 60点

○価格点 = $20 \sim 60 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

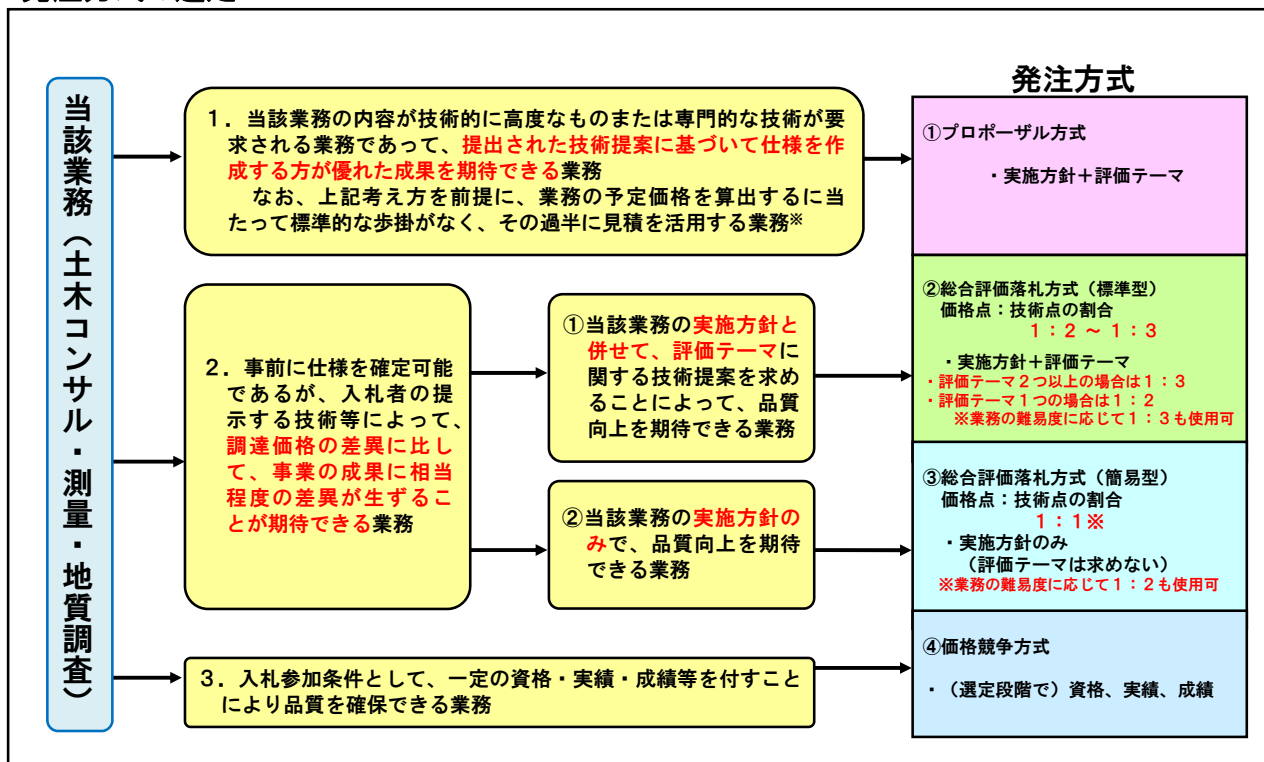
【プロポーザル方式】

- 当該業務の内容が技術的に高度なものまたは専門的な技術が要求される業務であって、**提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務**
なお、上記考え方を前提に、業務の予定価格を算出に当たって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する業務※

※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる

71

発注方式の選定フロー



※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる

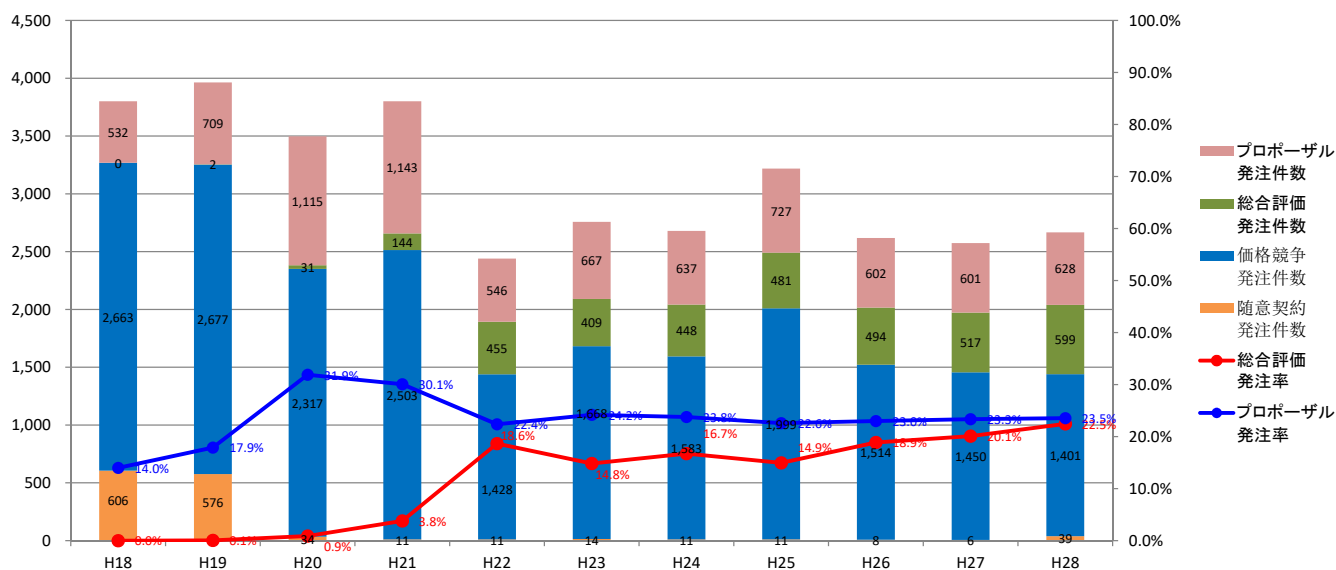
72

発注方式別の業務の発注状況

〇H22年度以降は件数ベースで、プロポーザル方式、総合評価方式、共に2割程度の発注を行っている。

建設コンサルタント業務（全業種）の発注状況（北海道開発局）

（単位：件）



※H28年度のデータは12月までの契約分の速報値

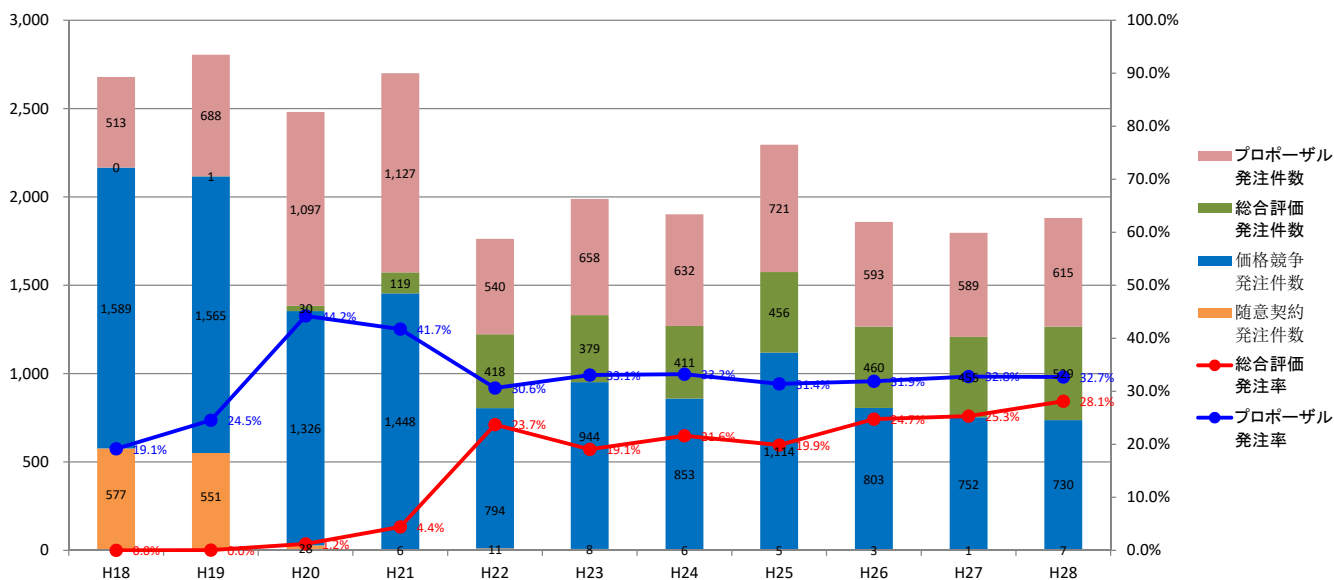
※全業種：土木関係コンサルタント、建築関係コンサルタント、測量、航空測量、地質調査、補償関係コンサルタント

73

○土木関係コンサルタント業務だけを見ると、H22以降は件数ベースでプロポーザルが3割強、総合評価方式が2割強であり、5割強を価格競争以外で発注している。

土木関係コンサルタント業務の発注状況（北海道開発局）

（単位：件）



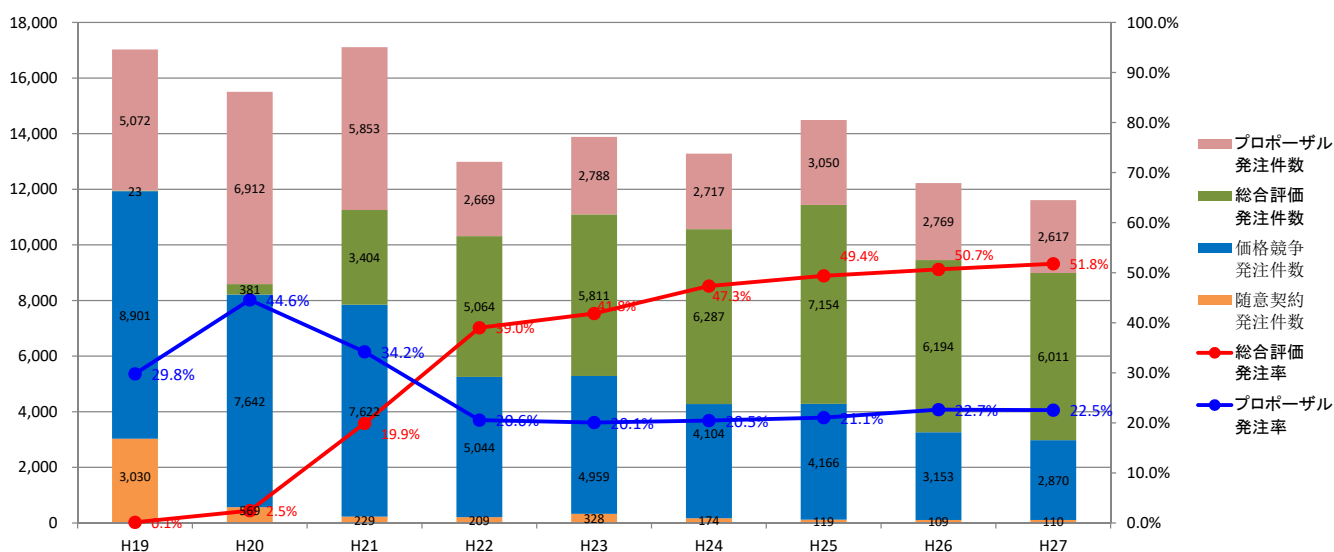
※H28年度のデータは12月までの契約分の速報値

74

○全国の場合は、平成27年度で2割程度でプロポーザル、約半数が総合評価で入札手続きを実施。

建設コンサルタント業務（全業種）の発注状況（全国）

（単位：件）



※全業種：土木関係コンサルタント、建築関係コンサルタント、測量、航空測量、地質調査、補償関係コンサルタント

※平成28年度 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会の懇談会資料より

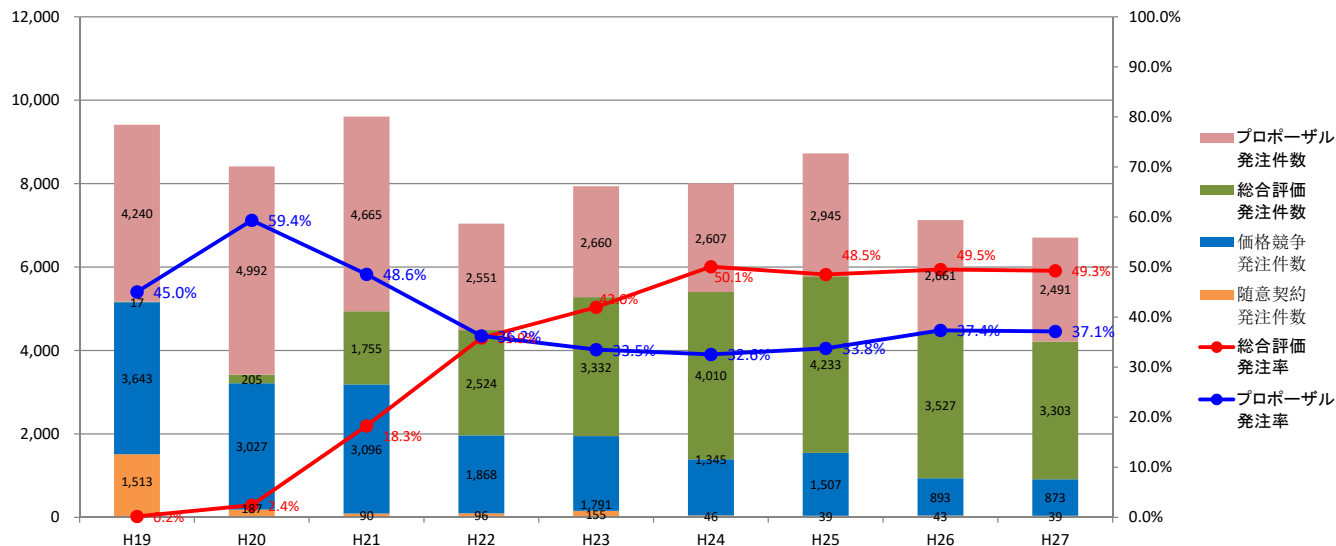
※対象は北海道開発局および8地方整備局発注の業務（港湾空港関係を除く）

75

○全国での実施状況（土木関係コンサルタント）でも、平成27年度で3割強でプロポーザル、5割弱で総合評価で入札手続きを実施。

土木関係コンサルタント業務の発注状況（全国）

（単位：件）



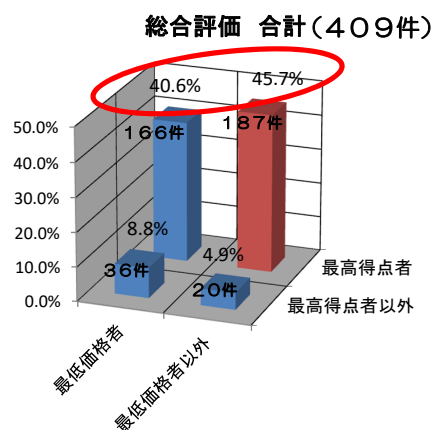
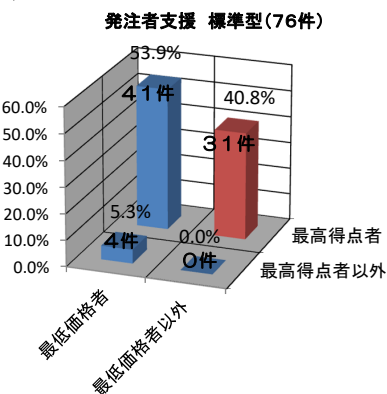
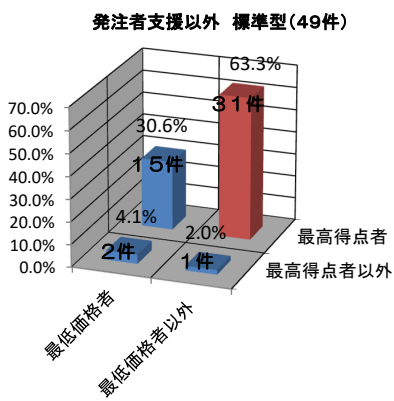
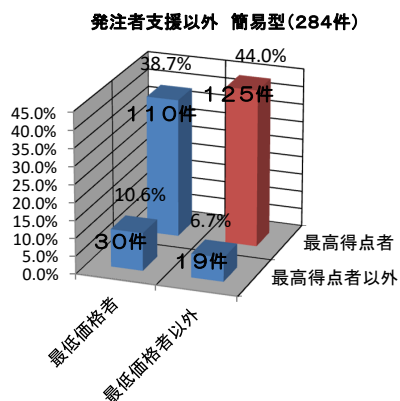
※全業種：土木関係コンサルタント、建築関係コンサルタント、測量、航空測量、地質調査、補償関係コンサルタント
 ※平成28年度 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会の資料より
 ※対象は北海道開発局および8地方整備局発注の業務（港湾空港関係を除く）
 ※発注者支援業務を除く

76

平成27年度 落札要因

○総合評価落札方式を選定した場合、約90%程度が技術評価点優位による落札。

※データは12月までの契約分の速報値



※1社落札は含んでいない

<説明>

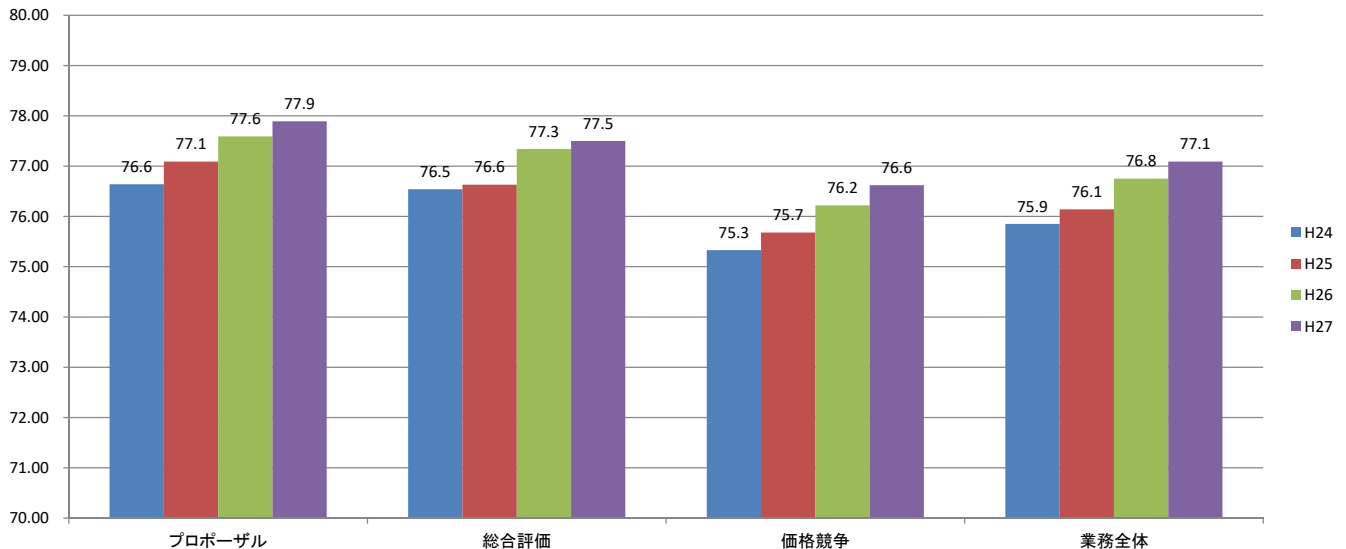
発注者支援とは、開発局職員が行う工事監督や河川巡視業務などを支援する業務

77

(参考) 総合評価落札方式等の成績評価の状況

○プロポーザル、総合評価落札方式による技術力競争を実施した場合、価格競争に比べ成績評価点が良好な傾向となっている。

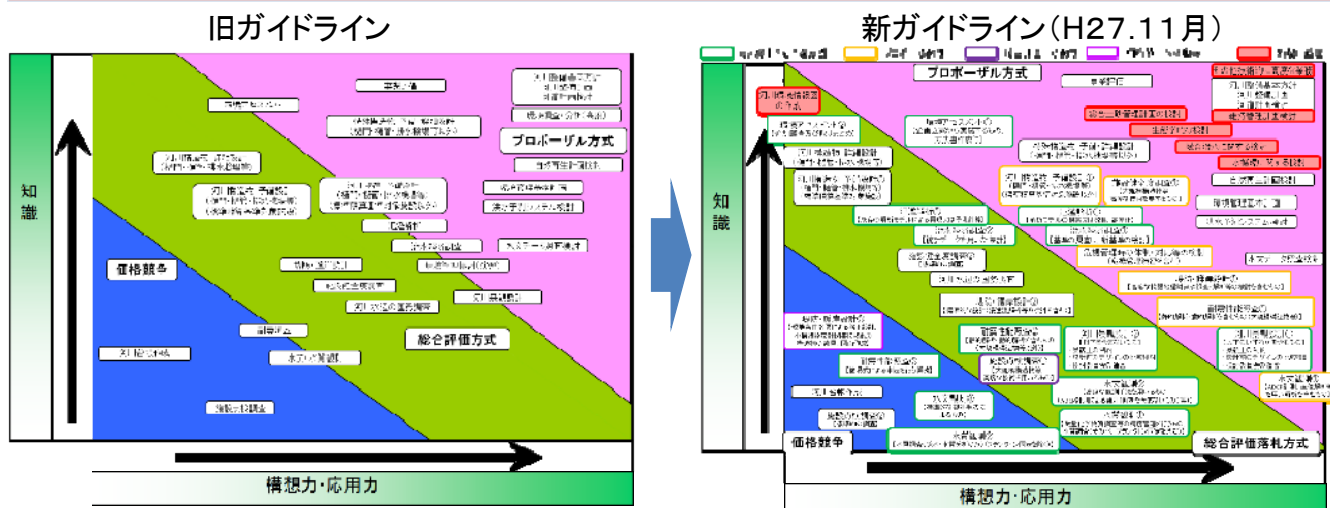
完了業務年次別成績平均点



※成績平均点は各年度4月1日～翌年3月31日までに完了した業務を対象
 ※随意契約を除く
 ※最終請負金額が100万円以下の業務は対象外

発注方式選定表の改定

【河川事業】発注方式選定表



業務内容と推奨される発注方式の対応を明確化

- ・境界線上の工程を上位方式に移動、または複数の方式に分割
- ・位置付けを見直し、方式を移動
- ・位置付けのない工程を新設

新たな発注方式選定表により適正化

○本省ガイドラインの標準的な業務内容に応じた発注方式事例の適用に向けて

＜現状・課題＞

- これまで、道内中小企業では技術提案などの負担を望まない声、急激な入札方式の変更（総合評価やプロポーザルの導入）に対し緩和を望む声が多くある。
- 地域コンサルタントの技術力向上、育成、有効活用を要望している。
- 表彰実績のない企業、管理技術者の実績が無い技術者が技術競争できる入札環境の整備を望む声がある。
- 北海道開発局では、「標準的な業務内容に応じた発注方式事例」で総合評価方式を採用することとされている業務においても、価格競争（通常指名）による発注が比較的高い水準にある。

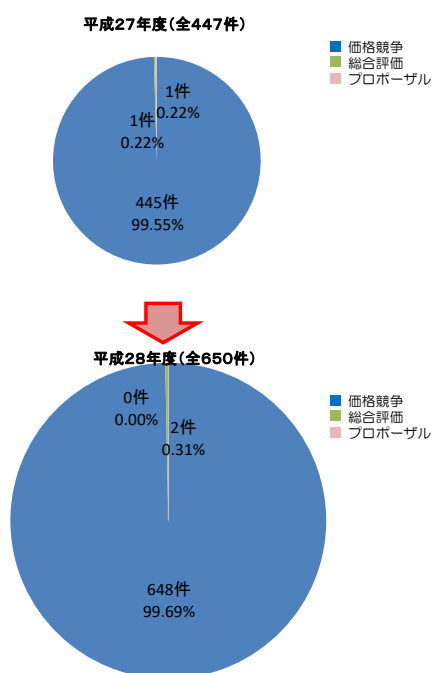


○今般のガイドライン改正（標準的な業務内容に応じた発注方式事例）を踏まえ、従来価格競争（通常指名）で発注していた業務においても、今後、**段階的に3年（H28年～H30年）を目標**に総合評価等（技術力による競争）に移行を進めて行く。なお、比較的簡易な業務については、地域コンサルタントの育成に資する発注方式を選定するよう配慮する。

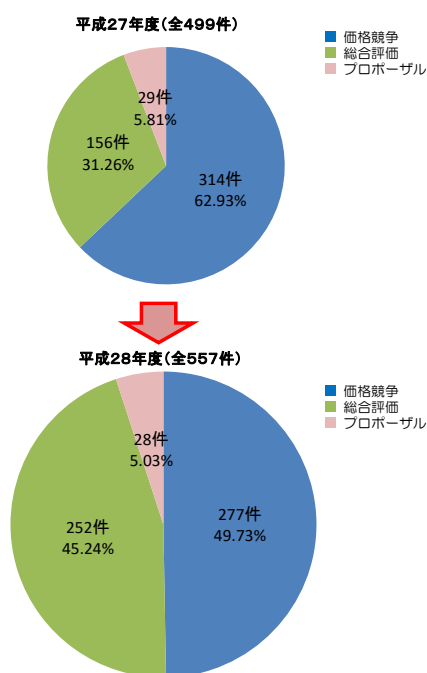
80

新たな選定表（道路事業、河川事業、測量調査、地質調査）の実施状況

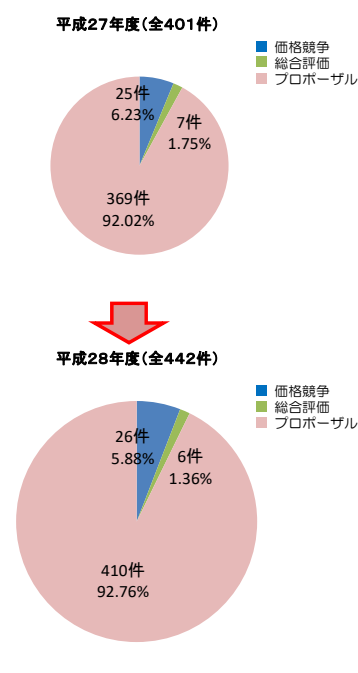
新たな選定表で価格競争方式に分類された業務の内訳



新たな選定表で総合評価落札方式に分類された業務の内訳



新たな選定表でプロポーザル方式に分類された業務の内訳



※平成28年度データはH28年12月末までの速報値
※発注者支援業務を除く

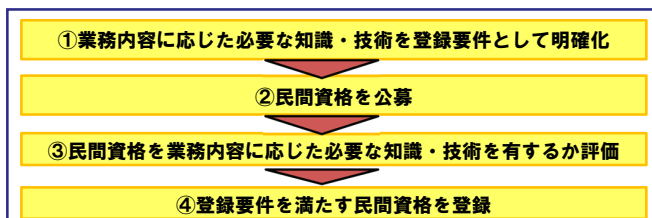
81

- 平成26年の品確法^(※1)改正において、調査及び設計に関し、資格等による技術者の能力の適切な評価等を規定
- 国土交通省において、既存の民間資格を登録する制度を構築^(H26.11技術者資格登録規程の告示※2)
- 登録された資格の活用により、点検・診断等の業務の質の確保を図るとともに、活用を通じ技術者の技術研鑽を促すことにより、社会資本の維持管理を担える技術者を育成

※1・品確法:公共工事の品質確保の促進に関する法律

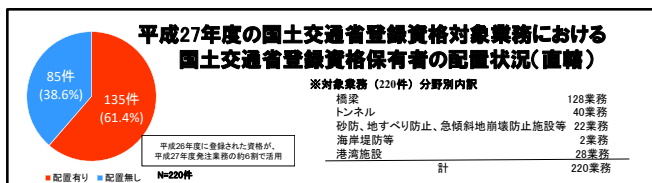
※2・H27年登録制度に維持管理分野の施設拡充の他、計画・調査・設計も拡充

【民間資格の登録制度の仕組み】



外注業務において登録された資格を活用

点検・診断等の業務の質を確保、技術者の育成



分野別登録資格数(H29.3時点)

●維持管理分野(点検・診断等業務)

施設等名	登録資格数			
	H27.1	H28.2	H29.2	計
橋梁(鋼橋)	16	13	13	42
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	42
トンネル	5	13	8	26
砂防設備	1	1	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	3
下水道管路施設	—	1	1	2
海岸堤防等	4	0	2	6
港湾施設	4	0	0	4
空港施設	0	1	0	1
公園(遊具)	0	4	0	4
土木機械設備	—	2	0	2
計	50	49	37	136

●計画・調査・設計分野

施設等名	登録資格数		
	H28.2	H29.2(今回)	計
道路	3	3	6
橋梁	3	1	4
トンネル	2	1	3
河川・ダム	2	1	3
砂防	2	0	2
地すべり対策	2	0	2
急傾斜地崩壊等対策	3	0	3
海岸	12	4	16
港湾	14	0	14
空港	1	0	1
下水道	1	0	1
都市計画及び地方計画	1	0	1
都市公園等	2	0	2
建設機械	1	0	1
土木機械設備	1	0	1
電気・通信・制御処置システム	1	0	1
地質・土質	9	3	12
建設環境	2	0	2
計	62	13	75

維持管理分野(点検・診断等)
登録資格数 延べ136資格

計画・調査・設計分野
登録資格数 延べ75資格

登録資格数 延べ211資格

82

国土交通省発注業務での国土交通省登録資格の評価(例)

- 国土交通省発注業務の入札(総合評価落札方式等)における技術力の評価において、登録資格を有する技術者を配置する場合に加点点評価

従前(平成26年度まで)

○管理技術者の評価(例)

①国家資格 ・技術士	3点
②民間資格	1点



平成27年度～

①国家資格 ・技術士	3点
②国土交通省登録資格	2点
③上記以外の民間資格	1点

○担当技術者の評価(例)

①国家資格 ・技術士	2点
②民間資格	1点



①国家資格 ・技術士	2点
②国土交通省登録資格	2点
③上記以外の民間資格	1点

83